【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月17日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上　豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） ２兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型） ２兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） ２兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） ２兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞ ２兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年1月19日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部＿は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。
なお、「第二部　ファンド情報　第１　ファンド状況　５　運用状況」、「第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜更新後＞

「円コース（毎月分配型）」
「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」
各ファンドは、投資信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、２兆円です。
「マネープールファンド」
当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、２兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表
「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	ＭＲＦ	
追加型	内外	その他資産（　　）	ＥＴＦ	特殊型（　　）
		資産複合		

「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型		株式	ＭＭＦ	インデックス型
	国内	債券		
	海外	不動産投信	ＭＲＦ	
追加型	内外	その他資産（　　）	ＥＴＦ	特殊型（　　）
		資産複合		

属性区分表
「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券　公債）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　　）

「米ドルコース（毎月分配型）」
「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルレアルコース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券　公債）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　　）

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型

その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　　）	その他 （　　）	中近東（中東）エマージング				その他 （　　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するMMＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

「三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ」は、4本の通貨コースとマネープールファンドの5本のファンドで構成される投資信託です。

- 円コース（毎月分配型）
- 米ドルコース（毎月分配型）
- 豪ドルコース（毎月分配型）
- ブラジルレアルコース（毎月分配型）
- マネープールファンド

「4本の通貨コース」について

ファンドの目的

各コースは、米ドル建ての新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

特色1　各コースは、主として米ドル建ての新興国債券を実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建ての外国投資信託への投資を通じて、米ドル建ての新興経済国の国債や政府機関債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。

用語 新興国債券とは、経済が発展途上にあり、今後の急速な経済成長が期待できる国々の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券です。

特色2 各コースが投資を行う外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国債券に投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
米ドルコース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、米ドル売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

□ 為替取引とは、円コース、米ドルコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでの新興国債券への投資効果を追求します。

! 円コース以外においては、各コース対象通貨(米ドルコースにおいては、米ドル)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

*為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

□ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

! NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きくカイ離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)について>

各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各コースの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

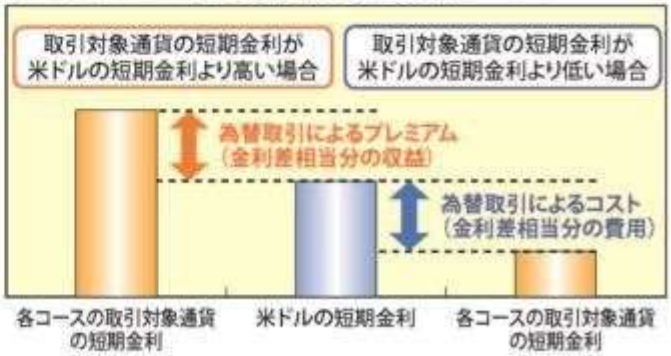

円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

! ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

<為替の変動>

各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

ファンド名	下落 ← 基準価額 → 上昇
円コース（毎月分配型）	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
米ドルコース（毎月分配型）	米ドル安 ← 円に対して → 米ドル高
豪ドルコース（毎月分配型）	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高
ブラジルレアルコース（毎月分配型）	ブラジルレアル安 ← 円に対して → ブラジルレアル高

☞ 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(https://www.am.mufg.jp/)でご覧いただけます。
「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ

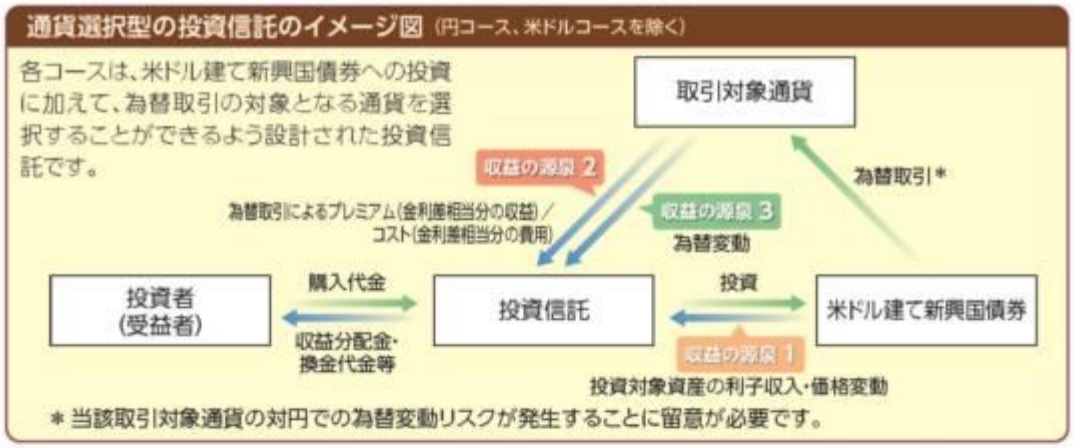

各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。

収益の源泉 1	収益の源泉 2	収益の源泉 3
米ドル建て新興国債券の高利回り・価格変動	為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）	為替変動

各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）が生じます。
※2 米ドルコースでは、米ドルが対円で上昇（円安）した場合は為替差益が、米ドルが対円で下落（円高）した場合は為替差損が発生します。
※3 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

！ 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分からカイ離する場合があります。

特色3 各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建ての外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国債券等に投資するとともに、マネー・マーケット・マザーファンドを通じてわが国の短期公社債等に投資します。
- ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は、1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
  ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。

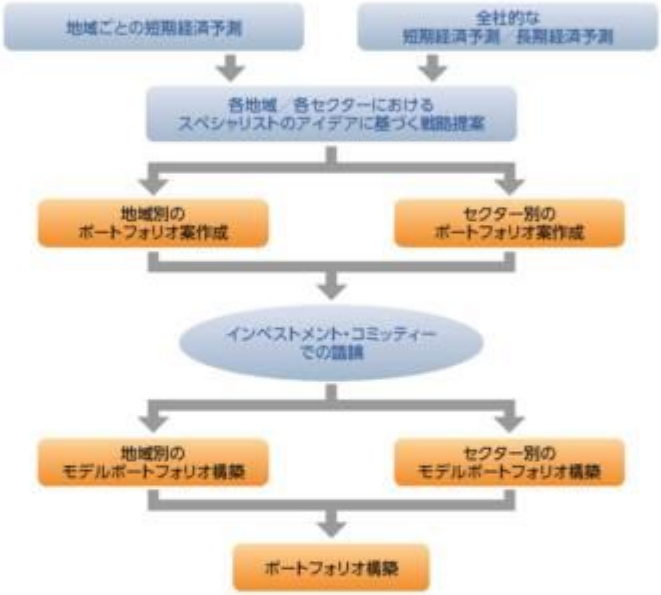

! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色4 各コースは、原則として毎月20日に決算を行います。

- 毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、継続的に分配することをめざします。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

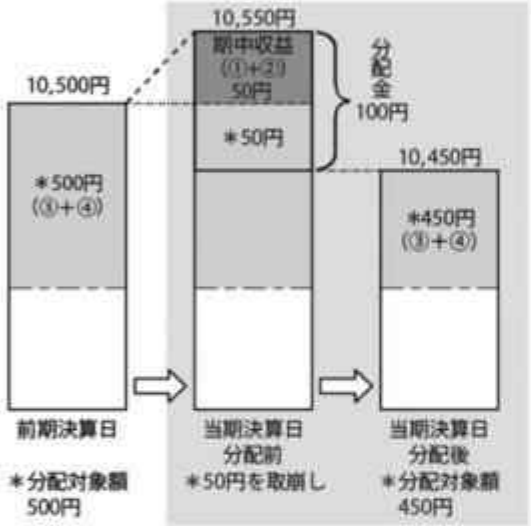

前期決算日から基準価額が下落した場合

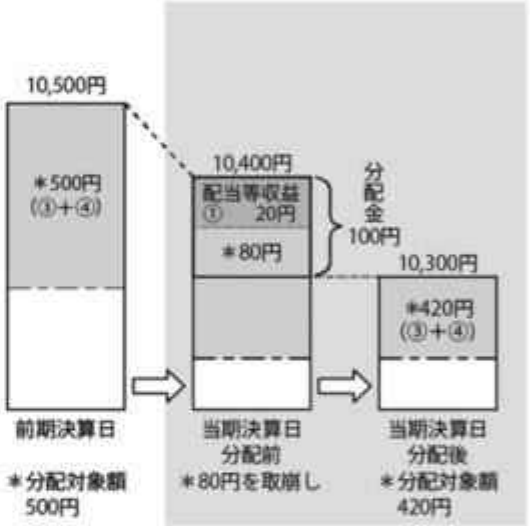

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

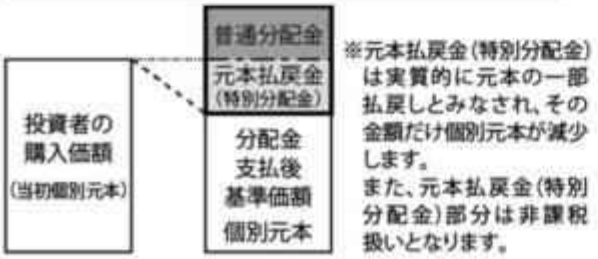

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

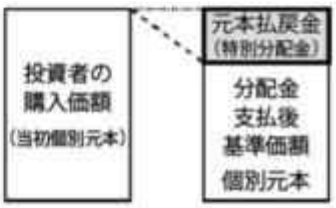

普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、「４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

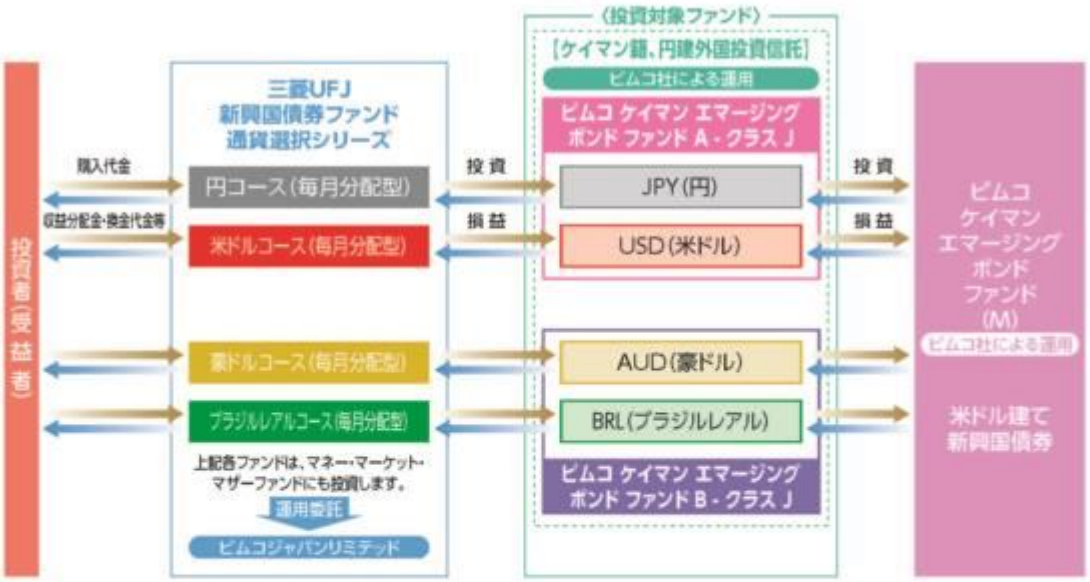

販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

「マネープールファンド」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

特色1

ファミリーファンド方式によりマネー・マーケット・マザーファンドを通じて、わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保をめざします。

<運用プロセス(イメージ図)>

STEP1：分析フェーズ
↓ 市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析
STEP2：運用戦略策定フェーズ
↓ 各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定
STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ
運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色2

年2回の決算時(4・10月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

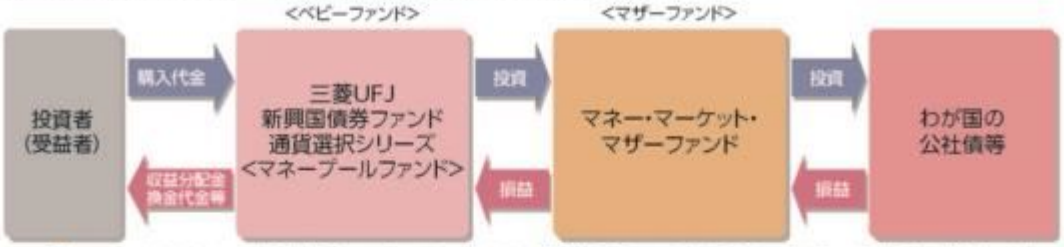

マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

■主な投資制限

デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

スイッチングについて

◆ 各ファンド間でスイッチングが可能です。

スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。
詳しくは、販売会社にご確認ください。

マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各ファンドからのスイッチングの場合に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（３）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネ	再委託先

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	ジメント株式会社	ピムコジャパンリミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資↓↑損益

投資対象ファンド

投資↓↑損益

有価証券等

「マネープールファンド」

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

※ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2025年10月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

＜訂正後＞

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社	再委託先 ピムコジャパンリミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資↓↑損益

投資対象ファンド

投資↓↑損益

有価証券等

「マネープールファンド」

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資↓↑損益

マザーファンド

投資↓↑損益

有価証券等

※ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

②委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026年4月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日
1985年8月1日

・資本金
2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（５）【投資制限】

＜訂正前＞

＜信託約款に定められた投資制限＞

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①株式
株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産
外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引
信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支

払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネープールファンド」

①株式

ａ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜訂正後＞

＜信託約款に定められた投資制限＞

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネープールファンド」

①株式

ａ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

②外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

③新株引受権証券および新株予約権証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

④投資信託証券

ａ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤同一銘柄の株式等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

ｄ．ｃ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑥同一銘柄の転換社債等

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ｂ．ａ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑦スワップ取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ｂ．ａ．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（⑥に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑩資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑪投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

ｂ．ａ．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

⑫金利先渡取引

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ｂ．ａ．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の

指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑮信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

＜更新後＞

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

「円コース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

「米ドルコース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「豪ドルコース（毎月分配型）／ブラジルレアルコース（毎月分配型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うた

め、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きくカイ離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

③信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク
新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

※留意事項
・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

「マネープールファンド」

①価格変動リスク
一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②信用リスク
信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③流動性リスク
有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却で

きない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

※留意事項
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご留意ください。

（２）投資リスクに対する管理体制
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。
①コンプライアンス担当部署
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
②リスク管理担当部署
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。
③内部監査担当部署
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」
〔再委託先の管理体制〕
リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。
また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞
投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルコース

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2021年5月末～2026年4月末)

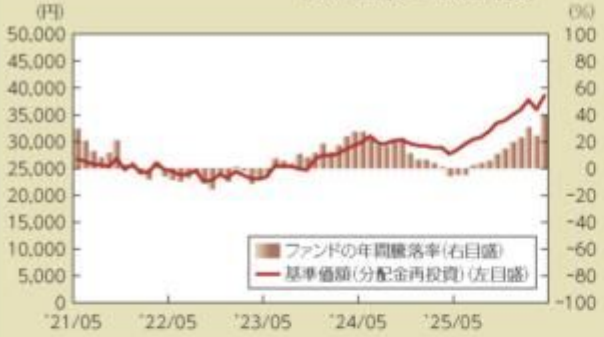

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2021年5月末～2026年4月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルレアルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2021年5月末～2026年4月末)

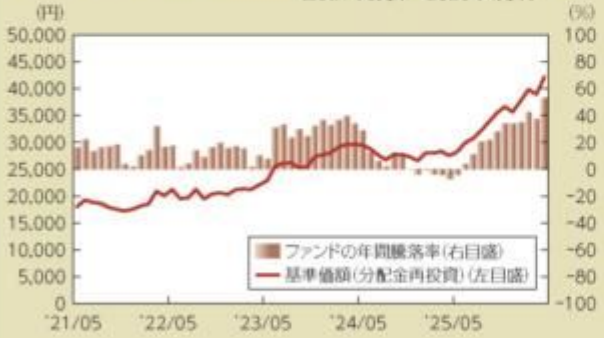

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2021年5月末～2026年4月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

•基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
•年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
•ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

マネープールファンド

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2021年5月末～2026年4月末)

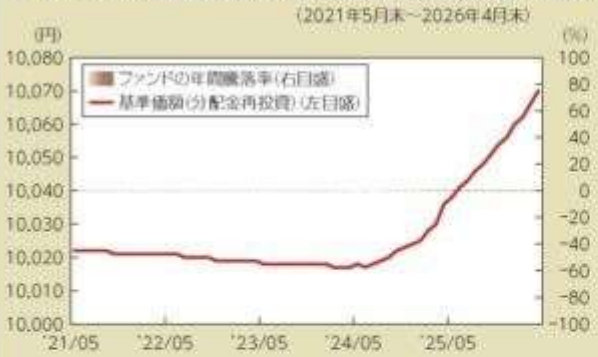

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2021年5月末～2026年4月末)

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2026年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

【各通貨コース】

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年10月21日～2026年4月20日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
円コース	1.68%	1.67%	0.01%
米ドルコース	1.68%	1.67%	0.01%
豪ドルコース	1.69%	1.67%	0.02%
ブラジルレアルコース	1.69%	1.67%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

【マネープールファンド】

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年10月21日～2026年4月20日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
マネープールファンド	0.27%	0.27%	0.00%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,576,003,122	98.23
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	28,357,940	1.77
純資産総額		1,604,371,143	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ａ - クラス Ｊ （ＪＰＹ）	237,636.1765	6,705	1,593,350,563	6,632	1,576,003,122	98.23
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.23
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第83計算期間末日 (2016年 5月20日)	8,314,131,582	8,376,642,767	8,645	8,710
第84計算期間末日 (2016年 6月20日)	8,222,853,581	8,284,251,854	8,705	8,770
第85計算期間末日 (2016年 7月20日)	8,326,225,402	8,386,340,576	9,003	9,068
第86計算期間末日 (2016年 8月22日)	8,324,475,398	8,384,081,765	9,078	9,143
第87計算期間末日 (2016年 9月20日)	8,114,196,014	8,173,532,555	8,889	8,954
第88計算期間末日 (2016年10月20日)	8,129,406,638	8,188,914,507	8,880	8,945
第89計算期間末日 (2016年11月21日)	7,590,238,184	7,648,872,619	8,414	8,479
第90計算期間末日 (2016年12月20日)	7,525,067,938	7,583,276,217	8,403	8,468
第91計算期間末日 (2017年 1月20日)	7,537,654,749	7,595,503,874	8,469	8,534
第92計算期間末日 (2017年 2月20日)	7,487,361,556	7,544,738,004	8,482	8,547
第93計算期間末日 (2017年 3月21日)	7,334,334,940	7,390,728,426	8,454	8,519
第94計算期間末日 (2017年 4月20日)	7,291,981,905	7,347,742,859	8,500	8,565
第95計算期間末日 (2017年 5月22日)	7,150,608,285	7,205,428,108	8,478	8,543
第96計算期間末日 (2017年 6月20日)	7,045,866,320	7,099,884,386	8,478	8,543
第97計算期間末日 (2017年 7月20日)	6,801,975,616	6,838,266,584	8,434	8,479
第98計算期間末日 (2017年 8月21日)	6,676,955,786	6,712,519,472	8,449	8,494
第99計算期間末日 (2017年 9月20日)	6,621,015,732	6,656,061,236	8,502	8,547

第100計算期間末日	(2017年10月20日)	6,625,378,078	6,660,472,281	8,495	8,540
第101計算期間末日	(2017年11月20日)	6,465,905,838	6,500,518,028	8,406	8,451
第102計算期間末日	(2017年12月20日)	6,433,150,401	6,467,511,677	8,425	8,470
第103計算期間末日	(2018年 1月22日)	6,314,291,102	6,348,214,810	8,376	8,421
第104計算期間末日	(2018年 2月20日)	6,189,226,826	6,223,288,486	8,177	8,222
第105計算期間末日	(2018年 3月20日)	6,041,583,982	6,075,160,398	8,097	8,142
第106計算期間末日	(2018年 4月20日)	5,978,182,112	6,011,560,728	8,060	8,105
第107計算期間末日	(2018年 5月21日)	5,619,494,839	5,651,957,554	7,790	7,835
第108計算期間末日	(2018年 6月20日)	5,372,573,982	5,404,323,512	7,615	7,660
第109計算期間末日	(2018年 7月20日)	5,336,346,253	5,367,317,751	7,753	7,798
第110計算期間末日	(2018年 8月20日)	5,150,095,732	5,180,650,084	7,585	7,630
第111計算期間末日	(2018年 9月20日)	5,017,858,052	5,047,851,459	7,528	7,573
第112計算期間末日	(2018年10月22日)	4,929,998,154	4,959,724,415	7,463	7,508
第113計算期間末日	(2018年11月20日)	4,784,577,328	4,813,921,584	7,337	7,382
第114計算期間末日	(2018年12月20日)	4,714,041,329	4,742,907,786	7,349	7,394
第115計算期間末日	(2019年 1月21日)	4,761,594,443	4,790,298,703	7,465	7,510
第116計算期間末日	(2019年 2月20日)	4,766,765,810	4,795,245,895	7,532	7,577
第117計算期間末日	(2019年 3月20日)	4,667,614,198	4,695,312,629	7,583	7,628
第118計算期間末日	(2019年 4月22日)	4,633,250,911	4,660,870,637	7,549	7,594
第119計算期間末日	(2019年 5月20日)	4,497,428,900	4,524,482,945	7,481	7,526
第120計算期間末日	(2019年 6月20日)	4,562,976,230	4,589,849,439	7,641	7,686
第121計算期間末日	(2019年 7月22日)	4,621,000,065	4,648,055,018	7,686	7,731
第122計算期間末日	(2019年 8月20日)	4,548,509,821	4,575,545,783	7,571	7,616
第123計算期間末日	(2019年 9月20日)	4,537,492,970	4,564,587,619	7,536	7,581
第124計算期間末日	(2019年10月21日)	4,575,626,269	4,603,197,636	7,468	7,513
第125計算期間末日	(2019年11月20日)	4,567,903,785	4,595,734,055	7,386	7,431
第126計算期間末日	(2019年12月20日)	4,547,185,776	4,574,616,446	7,460	7,505
第127計算期間末日	(2020年 1月20日)	4,570,815,282	4,585,965,349	7,543	7,568
第128計算期間末日	(2020年 2月20日)	4,506,412,264	4,521,159,326	7,640	7,665
第129計算期間末日	(2020年 3月23日)	3,640,106,298	3,654,848,797	6,173	6,198
第130計算期間末日	(2020年 4月20日)	3,808,390,446	3,822,982,927	6,525	6,550
第131計算期間末日	(2020年 5月20日)	3,919,796,892	3,934,377,092	6,721	6,746
第132計算期間末日	(2020年 6月22日)	4,077,848,230	4,092,234,232	7,086	7,111
第133計算期間末日	(2020年 7月20日)	4,056,119,601	4,070,282,380	7,160	7,185
第134計算期間末日	(2020年 8月20日)	4,126,554,308	4,140,637,591	7,325	7,350
第135計算期間末日	(2020年 9月23日)	3,944,647,332	3,958,364,349	7,189	7,214
第136計算期間末日	(2020年10月20日)	3,926,698,983	3,940,277,979	7,229	7,254
第137計算期間末日	(2020年11月20日)	3,976,890,801	3,990,416,246	7,351	7,376
第138計算期間末日	(2020年12月21日)	3,978,098,815	3,991,389,822	7,483	7,508
第139計算期間末日	(2021年 1月20日)	3,907,165,291	3,920,409,604	7,375	7,400
第140計算期間末日	(2021年 2月22日)	3,764,377,961	3,777,254,455	7,309	7,334
第141計算期間末日	(2021年 3月22日)	3,657,363,782	3,670,194,708	7,126	7,151
第142計算期間末日	(2021年 4月20日)	3,652,889,720	3,665,488,484	7,249	7,274

第143計算期間末日	(2021年 5月20日)	3,616,679,493	3,629,199,881	7,222	7,247
第144計算期間末日	(2021年 6月21日)	3,586,268,739	3,598,551,680	7,299	7,324
第145計算期間末日	(2021年 7月20日)	3,544,237,444	3,556,391,132	7,290	7,315
第146計算期間末日	(2021年 8月20日)	3,519,176,189	3,531,299,854	7,257	7,282
第147計算期間末日	(2021年 9月21日)	3,459,154,365	3,471,068,137	7,259	7,284
第148計算期間末日	(2021年10月20日)	3,293,147,790	3,304,776,326	7,080	7,105
第149計算期間末日	(2021年11月22日)	3,242,746,092	3,254,269,517	7,035	7,060
第150計算期間末日	(2021年12月20日)	3,187,864,189	3,199,314,496	6,960	6,985
第151計算期間末日	(2022年 1月20日)	3,041,202,107	3,052,544,396	6,703	6,728
第152計算期間末日	(2022年 2月21日)	2,970,734,561	2,981,973,547	6,608	6,633
第153計算期間末日	(2022年 3月22日)	2,704,540,857	2,715,445,983	6,200	6,225
第154計算期間末日	(2022年 4月20日)	2,602,431,706	2,613,250,173	6,014	6,039
第155計算期間末日	(2022年 5月20日)	2,416,461,523	2,427,033,062	5,715	5,740
第156計算期間末日	(2022年 6月20日)	2,329,470,630	2,339,984,734	5,539	5,564
第157計算期間末日	(2022年 7月20日)	2,160,707,921	2,170,950,693	5,274	5,299
第158計算期間末日	(2022年 8月22日)	2,252,534,704	2,262,641,955	5,572	5,597
第159計算期間末日	(2022年 9月20日)	2,161,484,344	2,171,559,032	5,364	5,389
第160計算期間末日	(2022年10月20日)	1,996,197,910	2,006,226,501	4,976	5,001
第161計算期間末日	(2022年11月21日)	2,114,088,728	2,124,104,755	5,277	5,302
第162計算期間末日	(2022年12月20日)	2,168,067,210	2,178,100,590	5,402	5,427
第163計算期間末日	(2023年 1月20日)	2,208,778,251	2,218,797,444	5,511	5,536
第164計算期間末日	(2023年 2月20日)	2,126,156,835	2,136,164,544	5,311	5,336
第165計算期間末日	(2023年 3月20日)	2,074,184,422	2,084,073,975	5,243	5,268
第166計算期間末日	(2023年 4月20日)	2,062,179,747	2,072,036,388	5,230	5,255
第167計算期間末日	(2023年 5月22日)	2,013,925,225	2,023,677,464	5,163	5,188
第168計算期間末日	(2023年 6月20日)	2,023,898,489	2,033,577,408	5,228	5,253
第169計算期間末日	(2023年 7月20日)	2,067,029,057	2,076,736,419	5,323	5,348
第170計算期間末日	(2023年 8月21日)	2,007,822,469	2,017,604,901	5,131	5,156
第171計算期間末日	(2023年 9月20日)	1,963,163,857	1,972,744,808	5,123	5,148
第172計算期間末日	(2023年10月20日)	1,863,580,256	1,873,080,192	4,904	4,929
第173計算期間末日	(2023年11月20日)	1,921,618,413	1,931,117,083	5,058	5,083
第174計算期間末日	(2023年12月20日)	1,998,800,248	2,008,182,681	5,326	5,351
第175計算期間末日	(2024年 1月22日)	1,949,235,230	1,958,565,177	5,223	5,248
第176計算期間末日	(2024年 2月20日)	1,923,630,328	1,932,889,777	5,194	5,219
第177計算期間末日	(2024年 3月21日)	1,906,440,517	1,915,499,624	5,261	5,286
第178計算期間末日	(2024年 4月22日)	1,851,335,663	1,860,305,921	5,160	5,185
第179計算期間末日	(2024年 5月20日)	1,865,439,695	1,870,775,339	5,244	5,259
第180計算期間末日	(2024年 6月20日)	1,838,677,329	1,843,959,006	5,222	5,237
第181計算期間末日	(2024年 7月22日)	1,805,750,818	1,810,943,151	5,217	5,232
第182計算期間末日	(2024年 8月20日)	1,820,275,832	1,825,429,895	5,298	5,313
第183計算期間末日	(2024年 9月20日)	1,835,320,237	1,840,438,622	5,379	5,394
第184計算期間末日	(2024年10月21日)	1,792,694,482	1,797,763,777	5,305	5,320
第185計算期間末日	(2024年11月20日)	1,744,731,456	1,749,758,713	5,206	5,221

第186計算期間末日 (2024年12月20日)	1,700,819,234	1,705,764,931	5,158	5,173
第187計算期間末日 (2025年 1月20日)	1,691,674,433	1,696,601,595	5,150	5,165
第188計算期間末日 (2025年 2月20日)	1,682,729,364	1,687,593,310	5,189	5,204
第189計算期間末日 (2025年 3月21日)	1,685,379,101	1,690,228,806	5,213	5,228
第190計算期間末日 (2025年 4月21日)	1,631,420,457	1,636,258,601	5,058	5,073
第191計算期間末日 (2025年 5月20日)	1,636,901,433	1,638,496,242	5,132	5,137
第192計算期間末日 (2025年 6月20日)	1,623,238,844	1,624,807,931	5,173	5,178
第193計算期間末日 (2025年 7月22日)	1,623,925,651	1,625,475,435	5,239	5,244
第194計算期間末日 (2025年 8月20日)	1,643,040,765	1,644,579,444	5,339	5,344
第195計算期間末日 (2025年 9月22日)	1,655,371,091	1,656,903,930	5,400	5,405
第196計算期間末日 (2025年10月20日)	1,650,710,559	1,652,228,992	5,436	5,441
第197計算期間末日 (2025年11月20日)	1,657,904,488	1,659,417,472	5,479	5,484
第198計算期間末日 (2025年12月22日)	1,643,214,824	1,644,707,792	5,503	5,508
第199計算期間末日 (2026年 1月20日)	1,640,487,623	1,641,973,099	5,522	5,527
第200計算期間末日 (2026年 2月20日)	1,655,165,255	1,656,645,433	5,591	5,596
第201計算期間末日 (2026年 3月23日)	1,593,664,696	1,595,139,887	5,402	5,407
第202計算期間末日 (2026年 4月20日)	1,622,424,942	1,623,882,507	5,566	5,571
2025年 4月末日	1,652,798,041	—	5,125	—
5月末日	1,630,894,397	—	5,131	—
6月末日	1,639,545,929	—	5,224	—
7月末日	1,632,896,042	—	5,274	—
8月末日	1,642,629,250	—	5,344	—
9月末日	1,654,354,996	—	5,415	—
10月末日	1,668,028,846	—	5,491	—
11月末日	1,655,055,907	—	5,505	—
12月末日	1,647,675,214	—	5,519	—
2026年 1月末日	1,641,915,379	—	5,535	—
2月末日	1,654,514,449	—	5,594	—
3月末日	1,579,488,674	—	5,369	—
4月末日	1,604,371,143	—	5,504	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第83計算期間	65円
第84計算期間	65円
第85計算期間	65円
第86計算期間	65円
第87計算期間	65円
第88計算期間	65円
第89計算期間	65円
第90計算期間	65円
第91計算期間	65円
第92計算期間	65円

第93計算期間	65円
第94計算期間	65円
第95計算期間	65円
第96計算期間	65円
第97計算期間	45円
第98計算期間	45円
第99計算期間	45円
第100計算期間	45円
第101計算期間	45円
第102計算期間	45円
第103計算期間	45円
第104計算期間	45円
第105計算期間	45円
第106計算期間	45円
第107計算期間	45円
第108計算期間	45円
第109計算期間	45円
第110計算期間	45円
第111計算期間	45円
第112計算期間	45円
第113計算期間	45円
第114計算期間	45円
第115計算期間	45円
第116計算期間	45円
第117計算期間	45円
第118計算期間	45円
第119計算期間	45円
第120計算期間	45円
第121計算期間	45円
第122計算期間	45円
第123計算期間	45円
第124計算期間	45円
第125計算期間	45円
第126計算期間	45円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円
第135計算期間	25円

第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円
第149計算期間	25円
第150計算期間	25円
第151計算期間	25円
第152計算期間	25円
第153計算期間	25円
第154計算期間	25円
第155計算期間	25円
第156計算期間	25円
第157計算期間	25円
第158計算期間	25円
第159計算期間	25円
第160計算期間	25円
第161計算期間	25円
第162計算期間	25円
第163計算期間	25円
第164計算期間	25円
第165計算期間	25円
第166計算期間	25円
第167計算期間	25円
第168計算期間	25円
第169計算期間	25円
第170計算期間	25円
第171計算期間	25円
第172計算期間	25円
第173計算期間	25円
第174計算期間	25円
第175計算期間	25円
第176計算期間	25円
第177計算期間	25円
第178計算期間	25円

第179計算期間	15円
第180計算期間	15円
第181計算期間	15円
第182計算期間	15円
第183計算期間	15円
第184計算期間	15円
第185計算期間	15円
第186計算期間	15円
第187計算期間	15円
第188計算期間	15円
第189計算期間	15円
第190計算期間	15円
第191計算期間	5円
第192計算期間	5円
第193計算期間	5円
第194計算期間	5円
第195計算期間	5円
第196計算期間	5円
第197計算期間	5円
第198計算期間	5円
第199計算期間	5円
第200計算期間	5円
第201計算期間	5円
第202計算期間	5円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第83計算期間	△0.42
第84計算期間	1.44
第85計算期間	4.17
第86計算期間	1.55
第87計算期間	△1.36
第88計算期間	0.62
第89計算期間	△4.51
第90計算期間	0.64
第91計算期間	1.55
第92計算期間	0.92
第93計算期間	0.43
第94計算期間	1.31
第95計算期間	0.50
第96計算期間	0.76
第97計算期間	0.01
第98計算期間	0.71

第99計算期間	1.15
第100計算期間	0.44
第101計算期間	△0.51
第102計算期間	0.76
第103計算期間	△0.04
第104計算期間	△1.83
第105計算期間	△0.42
第106計算期間	0.09
第107計算期間	△2.79
第108計算期間	△1.66
第109計算期間	2.40
第110計算期間	△1.58
第111計算期間	△0.15
第112計算期間	△0.26
第113計算期間	△1.08
第114計算期間	0.77
第115計算期間	2.19
第116計算期間	1.50
第117計算期間	1.27
第118計算期間	0.14
第119計算期間	△0.30
第120計算期間	2.74
第121計算期間	1.17
第122計算期間	△0.91
第123計算期間	0.13
第124計算期間	△0.30
第125計算期間	△0.49
第126計算期間	1.61
第127計算期間	1.44
第128計算期間	1.61
第129計算期間	△18.87
第130計算期間	6.10
第131計算期間	3.38
第132計算期間	5.80
第133計算期間	1.39
第134計算期間	2.65
第135計算期間	△1.51
第136計算期間	0.90
第137計算期間	2.03
第138計算期間	2.13
第139計算期間	△1.10
第140計算期間	△0.55
第141計算期間	△2.16

第142計算期間	2.07
第143計算期間	△0.02
第144計算期間	1.41
第145計算期間	0.21
第146計算期間	△0.10
第147計算期間	0.37
第148計算期間	△2.12
第149計算期間	△0.28
第150計算期間	△0.71
第151計算期間	△3.33
第152計算期間	△1.04
第153計算期間	△5.79
第154計算期間	△2.59
第155計算期間	△4.55
第156計算期間	△2.64
第157計算期間	△4.33
第158計算期間	6.12
第159計算期間	△3.28
第160計算期間	△6.76
第161計算期間	6.55
第162計算期間	2.84
第163計算期間	2.48
第164計算期間	△3.17
第165計算期間	△0.80
第166計算期間	0.22
第167計算期間	△0.80
第168計算期間	1.74
第169計算期間	2.29
第170計算期間	△3.13
第171計算期間	0.33
第172計算期間	△3.78
第173計算期間	3.65
第174計算期間	5.79
第175計算期間	△1.46
第176計算期間	△0.07
第177計算期間	1.77
第178計算期間	△1.44
第179計算期間	1.91
第180計算期間	△0.13
第181計算期間	0.19
第182計算期間	1.84
第183計算期間	1.81
第184計算期間	△1.09

第185計算期間	△1.58
第186計算期間	△0.63
第187計算期間	0.13
第188計算期間	1.04
第189計算期間	0.75
第190計算期間	△2.68
第191計算期間	1.56
第192計算期間	0.89
第193計算期間	1.37
第194計算期間	2.00
第195計算期間	1.23
第196計算期間	0.75
第197計算期間	0.88
第198計算期間	0.52
第199計算期間	0.43
第200計算期間	1.34
第201計算期間	△3.29
第202計算期間	3.12

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第83計算期間	17,691,292	167,122,090	9,617,105,510
第84計算期間	94,998,173	266,215,510	9,445,888,173
第85計算期間	16,913,139	214,312,911	9,248,488,401
第86計算期間	38,084,166	116,362,184	9,170,210,383
第87計算期間	141,366,408	182,878,023	9,128,698,768
第88計算期間	139,205,491	112,847,457	9,155,056,802
第89計算期間	83,181,170	217,555,649	9,020,682,323
第90計算期間	98,325,521	163,887,866	8,955,119,978
第91計算期間	46,290,943	101,545,434	8,899,865,487
第92計算期間	21,553,445	94,272,936	8,827,145,996
第93計算期間	44,351,866	195,576,902	8,675,920,960
第94計算期間	75,189,095	172,501,722	8,578,608,333
第95計算期間	26,417,324	171,206,681	8,433,818,976
第96計算期間	40,960,985	164,308,133	8,310,471,828
第97計算期間	26,644,194	272,456,371	8,064,659,651
第98計算期間	642,416,727	804,034,887	7,903,041,491
第99計算期間	55,942,872	171,094,439	7,787,889,924
第100計算期間	130,481,204	119,659,181	7,798,711,947
第101計算期間	6,070,222	113,184,196	7,691,597,973
第102計算期間	37,455,221	93,213,906	7,635,839,288
第103計算期間	32,970,226	130,207,639	7,538,601,875

第104計算期間	117,759,477	87,103,424	7,569,257,928
第105計算期間	7,827,064	115,659,174	7,461,425,818
第106計算期間	129,369,706	173,325,251	7,417,470,273
第107計算期間	7,263,055	210,796,532	7,213,936,796
第108計算期間	8,977,030	167,462,552	7,055,451,274
第109計算期間	9,078,697	181,974,753	6,882,555,218
第110計算期間	7,583,144	100,282,298	6,789,856,064
第111計算期間	27,508,636	152,163,011	6,665,201,689
第112計算期間	7,232,903	66,598,614	6,605,835,978
第113計算期間	7,240,825	92,130,951	6,520,945,852
第114計算期間	7,286,510	113,463,974	6,414,768,388
第115計算期間	31,911,256	67,955,062	6,378,724,582
第116計算期間	30,993,029	80,809,684	6,328,907,927
第117計算期間	7,237,190	180,938,056	6,155,207,061
第118計算期間	89,782,780	107,272,744	6,137,717,097
第119計算期間	21,621,151	147,328,129	6,012,010,119
第120計算期間	19,120,385	59,306,254	5,971,824,250
第121計算期間	113,437,707	73,050,055	6,012,211,902
第122計算期間	21,419,167	25,639,347	6,007,991,722
第123計算期間	82,941,085	69,899,496	6,021,033,311
第124計算期間	134,416,502	28,479,244	6,126,970,569
第125計算期間	169,561,192	112,027,200	6,184,504,561
第126計算期間	35,498,588	124,298,546	6,095,704,603
第127計算期間	18,578,782	54,256,439	6,060,026,946
第128計算期間	11,765,144	172,967,023	5,898,825,067
第129計算期間	91,094,633	92,919,962	5,896,999,738
第130計算期間	8,507,152	68,514,196	5,836,992,694
第131計算期間	8,598,781	13,511,211	5,832,080,264
第132計算期間	12,231,730	89,910,873	5,754,401,121
第133計算期間	6,604,487	95,893,848	5,665,111,760
第134計算期間	6,714,474	38,512,770	5,633,313,464
第135計算期間	4,120,903	150,627,447	5,486,806,920
第136計算期間	5,724,145	60,932,296	5,431,598,769
第137計算期間	48,780,652	70,201,299	5,410,178,122
第138計算期間	51,152,245	144,927,412	5,316,402,955
第139計算期間	4,563,047	23,240,706	5,297,725,296
第140計算期間	4,497,845	151,625,357	5,150,597,784
第141計算期間	6,013,879	24,241,255	5,132,370,408
第142計算期間	4,798,709	97,663,477	5,039,505,640
第143計算期間	4,596,120	35,946,253	5,008,155,507
第144計算期間	4,917,853	99,896,693	4,913,176,667
第145計算期間	10,314,468	62,015,667	4,861,475,468
第146計算期間	3,648,851	15,658,008	4,849,466,311

第147計算期間	3,732,950	87,690,457	4,765,508,804
第148計算期間	4,683,287	118,777,471	4,651,414,620
第149計算期間	4,746,499	46,790,822	4,609,370,297
第150計算期間	4,532,478	33,779,897	4,580,122,878
第151計算期間	4,641,222	47,848,150	4,536,915,950
第152計算期間	5,024,659	46,346,173	4,495,594,436
第153計算期間	4,631,203	138,175,220	4,362,050,419
第154計算期間	8,427,014	43,090,578	4,327,386,855
第155計算期間	5,326,044	104,096,990	4,228,615,909
第156計算期間	5,871,781	28,846,007	4,205,641,683
第157計算期間	5,567,560	114,100,281	4,097,108,962
第158計算期間	8,359,633	62,567,888	4,042,900,707
第159計算期間	5,076,988	18,102,152	4,029,875,543
第160計算期間	10,363,438	28,802,442	4,011,436,539
第161計算期間	5,904,217	10,929,570	4,006,411,186
第162計算期間	24,126,471	17,185,603	4,013,352,054
第163計算期間	6,333,828	12,008,359	4,007,677,523
第164計算期間	9,754,658	14,348,453	4,003,083,728
第165計算期間	6,125,531	53,387,758	3,955,821,501
第166計算期間	5,728,803	18,893,603	3,942,656,701
第167計算期間	6,552,040	48,313,108	3,900,895,633
第168計算期間	5,854,011	35,182,015	3,871,567,629
第169計算期間	33,283,904	21,906,455	3,882,945,078
第170計算期間	43,947,521	13,919,757	3,912,972,842
第171計算期間	9,894,234	90,486,316	3,832,380,760
第172計算期間	26,542,871	58,949,125	3,799,974,506
第173計算期間	8,736,754	9,243,158	3,799,468,102
第174計算期間	23,952,725	70,447,510	3,752,973,317
第175計算期間	10,438,477	31,432,981	3,731,978,813
第176計算期間	6,883,828	35,082,731	3,703,779,910
第177計算期間	11,294,674	91,431,697	3,623,642,887
第178計算期間	20,298,681	55,838,140	3,588,103,428
第179計算期間	10,296,107	41,303,083	3,557,096,452
第180計算期間	5,430,301	41,408,554	3,521,118,199
第181計算期間	4,160,398	63,722,801	3,461,555,796
第182計算期間	17,204,479	42,717,636	3,436,042,639
第183計算期間	4,620,483	28,406,098	3,412,257,024
第184計算期間	6,517,179	39,244,025	3,379,530,178
第185計算期間	4,918,996	32,944,013	3,351,505,161
第186計算期間	4,430,226	58,803,958	3,297,131,429
第187計算期間	4,505,643	16,862,212	3,284,774,860
第188計算期間	7,004,393	49,148,361	3,242,630,892
第189計算期間	4,165,533	13,659,528	3,233,136,897

第190計算期間	4,080,545	11,787,973	3,225,429,469
第191計算期間	3,950,655	39,761,287	3,189,618,837
第192計算期間	1,572,873	53,017,235	3,138,174,475
第193計算期間	1,557,264	40,162,699	3,099,569,040
第194計算期間	2,418,339	24,629,363	3,077,358,016
第195計算期間	1,409,776	13,089,437	3,065,678,355
第196計算期間	1,374,093	30,185,109	3,036,867,339
第197計算期間	1,355,276	12,253,164	3,025,969,451
第198計算期間	3,671,562	43,704,674	2,985,936,339
第199計算期間	1,439,450	16,422,298	2,970,953,491
第200計算期間	1,296,467	11,893,637	2,960,356,321
第201計算期間	1,251,867	11,226,053	2,950,382,135
第202計算期間	1,333,774	36,584,160	2,915,131,749

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,950,196,429	97.97
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	81,806,797	2.03
純資産総額		4,032,013,307	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ａ - クラス Ｊ （ＵＳＤ）	356,805.7474	11,032	3,936,281,005	11,071	3,950,196,429	97.97
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	97.97
親投資信託受益証券	0.00
合計	97.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第83計算期間末日　（2016年 5月20日）	1,225,151,489	1,232,196,221	10,435	10,495
第84計算期間末日　（2016年 6月20日）	1,134,527,271	1,141,334,090	10,001	10,061
第85計算期間末日　（2016年 7月20日）	1,209,706,630	1,216,576,731	10,565	10,625
第86計算期間末日　（2016年 8月22日）	1,164,260,293	1,171,196,352	10,071	10,131
第87計算期間末日　（2016年 9月20日）	1,136,889,564	1,143,684,555	10,039	10,099
第88計算期間末日　（2016年10月20日）	1,131,181,232	1,137,830,551	10,207	10,267
第89計算期間末日　（2016年11月21日）	1,138,954,631	1,145,521,491	10,406	10,466
第90計算期間末日　（2016年12月20日）	1,176,021,396	1,182,419,032	11,029	11,089
第91計算期間末日　（2017年 1月20日）	1,139,168,485	1,145,377,388	11,008	11,068
第92計算期間末日　（2017年 2月20日）	1,102,798,674	1,108,909,847	10,827	10,887
第93計算期間末日　（2017年 3月21日）	1,103,498,466	1,109,625,443	10,806	10,866
第94計算期間末日　（2017年 4月20日）	1,084,561,625	1,090,727,194	10,554	10,614
第95計算期間末日　（2017年 5月22日）	1,092,757,783	1,098,825,481	10,806	10,866
第96計算期間末日　（2017年 6月20日）	1,067,164,126	1,073,083,749	10,817	10,877
第97計算期間末日　（2017年 7月20日）	1,058,792,353	1,064,667,425	10,813	10,873
第98計算期間末日　（2017年 8月21日）	1,032,590,243	1,038,453,229	10,567	10,627
第99計算期間末日　（2017年 9月20日）	1,078,314,691	1,084,249,318	10,902	10,962
第100計算期間末日　（2017年10月20日）	1,072,627,020	1,078,474,123	11,007	11,067
第101計算期間末日　（2017年11月20日）	1,041,992,472	1,047,740,139	10,877	10,937
第102計算期間末日　（2017年12月20日）	1,077,621,581	1,083,509,213	10,982	11,042
第103計算期間末日　（2018年 1月22日）	1,080,315,099	1,086,364,500	10,715	10,775
第104計算期間末日　（2018年 2月20日）	1,057,145,255	1,063,464,808	10,037	10,097
第105計算期間末日　（2018年 3月20日）	1,087,795,218	1,094,367,528	9,931	9,991
第106計算期間末日　（2018年 4月20日）	1,090,048,291	1,096,559,501	10,045	10,105
第107計算期間末日　（2018年 5月21日）	1,085,621,600	1,092,117,135	10,028	10,088
第108計算期間末日　（2018年 6月20日）	1,052,284,126	1,058,762,109	9,746	9,806
第109計算期間末日　（2018年 7月20日）	1,077,133,064	1,083,459,356	10,216	10,276
第110計算期間末日　（2018年 8月20日）	1,023,657,975	1,029,927,462	9,797	9,857
第111計算期間末日　（2018年 9月20日）	1,009,779,634	1,015,894,685	9,908	9,968
第112計算期間末日　（2018年10月22日）	1,004,263,984	1,010,377,521	9,856	9,916

第113計算期間末日	(2018年11月20日)	925,409,295	931,123,014	9,718	9,778
第114計算期間末日	(2018年12月20日)	935,016,652	940,781,022	9,732	9,792
第115計算期間末日	(2019年 1月21日)	950,355,066	956,242,412	9,685	9,745
第116計算期間末日	(2019年 2月20日)	1,010,789,679	1,016,931,529	9,874	9,934
第117計算期間末日	(2019年 3月20日)	1,068,328,059	1,074,714,726	10,036	10,096
第118計算期間末日	(2019年 4月22日)	1,177,900,179	1,184,927,131	10,058	10,118
第119計算期間末日	(2019年 5月20日)	1,344,626,026	1,352,840,169	9,822	9,882
第120計算期間末日	(2019年 6月20日)	1,531,625,495	1,540,896,448	9,912	9,972
第121計算期間末日	(2019年 7月22日)	1,821,485,326	1,832,487,334	9,934	9,994
第122計算期間末日	(2019年 8月20日)	2,005,250,304	2,017,666,759	9,690	9,750
第123計算期間末日	(2019年 9月20日)	2,414,729,839	2,429,508,813	9,803	9,863
第124計算期間末日	(2019年10月21日)	3,001,738,887	3,020,157,264	9,779	9,839
第125計算期間末日	(2019年11月20日)	3,314,483,636	3,335,014,496	9,686	9,746
第126計算期間末日	(2019年12月20日)	3,791,182,656	3,814,210,366	9,878	9,938
第127計算期間末日	(2020年 1月20日)	4,470,870,632	4,497,542,684	10,057	10,117
第128計算期間末日	(2020年 2月20日)	4,923,410,339	4,952,240,490	10,246	10,306
第129計算期間末日	(2020年 3月23日)	4,186,923,344	4,216,857,823	8,392	8,452
第130計算期間末日	(2020年 4月20日)	4,259,132,124	4,289,108,785	8,525	8,585
第131計算期間末日	(2020年 5月20日)	4,399,934,848	4,429,982,223	8,786	8,846
第132計算期間末日	(2020年 6月22日)	4,652,999,996	4,683,482,040	9,159	9,219
第133計算期間末日	(2020年 7月20日)	4,812,722,397	4,843,969,682	9,241	9,301
第134計算期間末日	(2020年 8月20日)	4,889,703,672	4,921,245,457	9,301	9,361
第135計算期間末日	(2020年 9月23日)	4,656,979,730	4,687,866,585	9,047	9,107
第136計算期間末日	(2020年10月20日)	4,651,605,067	4,682,227,866	9,114	9,174
第137計算期間末日	(2020年11月20日)	5,020,434,747	5,053,517,295	9,105	9,165
第138計算期間末日	(2020年12月21日)	5,033,459,400	5,066,284,437	9,201	9,261
第139計算期間末日	(2021年 1月20日)	4,954,793,242	4,987,499,647	9,090	9,150
第140計算期間末日	(2021年 2月22日)	4,938,549,117	4,971,001,653	9,131	9,191
第141計算期間末日	(2021年 3月22日)	4,905,372,650	4,937,533,438	9,152	9,212
第142計算期間末日	(2021年 4月20日)	4,878,682,416	4,910,436,693	9,218	9,278
第143計算期間末日	(2021年 5月20日)	4,738,598,809	4,769,489,984	9,204	9,264
第144計算期間末日	(2021年 6月21日)	4,748,272,312	4,778,535,626	9,414	9,474
第145計算期間末日	(2021年 7月20日)	4,638,423,952	4,668,336,467	9,304	9,364
第146計算期間末日	(2021年 8月20日)	4,623,718,935	4,653,661,280	9,265	9,325
第147計算期間末日	(2021年 9月21日)	4,587,705,660	4,617,547,953	9,224	9,284
第148計算期間末日	(2021年10月20日)	4,600,674,326	4,630,155,028	9,363	9,423
第149計算期間末日	(2021年11月22日)	4,357,464,447	4,385,738,479	9,247	9,307
第150計算期間末日	(2021年12月20日)	4,296,811,995	4,325,123,615	9,106	9,166
第151計算期間末日	(2022年 1月20日)	4,107,124,574	4,135,134,149	8,798	8,858
第152計算期間末日	(2022年 2月21日)	4,150,683,186	4,179,269,883	8,712	8,772
第153計算期間末日	(2022年 3月22日)	3,956,141,735	3,984,253,761	8,444	8,504
第154計算期間末日	(2022年 4月20日)	4,138,095,356	4,166,163,199	8,846	8,906
第155計算期間末日	(2022年 5月20日)	3,847,954,892	3,875,779,777	8,298	8,358

第156計算期間末日	(2022年 6月20日)	3,928,656,188	3,956,293,746	8,529	8,589
第157計算期間末日	(2022年 7月20日)	3,810,205,752	3,828,584,481	8,293	8,333
第158計算期間末日	(2022年 8月22日)	3,977,607,089	3,995,817,569	8,737	8,777
第159計算期間末日	(2022年 9月20日)	3,987,986,824	4,006,098,857	8,807	8,847
第160計算期間末日	(2022年10月20日)	3,863,101,127	3,881,125,808	8,573	8,613
第161計算期間末日	(2022年11月21日)	3,844,524,110	3,862,541,144	8,535	8,575
第162計算期間末日	(2022年12月20日)	3,864,418,329	3,882,409,145	8,592	8,632
第163計算期間末日	(2023年 1月20日)	3,691,466,676	3,709,335,741	8,263	8,303
第164計算期間末日	(2023年 2月20日)	3,718,059,844	3,735,859,041	8,356	8,396
第165計算期間末日	(2023年 3月20日)	3,574,652,862	3,592,218,732	8,140	8,180
第166計算期間末日	(2023年 4月20日)	3,593,120,726	3,610,404,956	8,315	8,355
第167計算期間末日	(2023年 5月22日)	3,658,470,256	3,675,713,961	8,487	8,527
第168計算期間末日	(2023年 6月20日)	3,789,668,682	3,806,860,319	8,817	8,857
第169計算期間末日	(2023年 7月20日)	3,696,643,092	3,713,271,536	8,892	8,932
第170計算期間末日	(2023年 8月21日)	3,695,551,219	3,712,049,278	8,960	9,000
第171計算期間末日	(2023年 9月20日)	3,747,898,275	3,764,290,602	9,145	9,185
第172計算期間末日	(2023年10月20日)	3,670,604,769	3,687,025,683	8,941	8,981
第173計算期間末日	(2023年11月20日)	3,801,681,120	3,818,118,656	9,251	9,291
第174計算期間末日	(2023年12月20日)	3,843,872,443	3,860,188,491	9,424	9,464
第175計算期間末日	(2024年 1月22日)	3,892,332,548	3,908,569,266	9,589	9,629
第176計算期間末日	(2024年 2月20日)	3,937,937,690	3,954,145,066	9,719	9,759
第177計算期間末日	(2024年 3月21日)	4,004,646,343	4,020,679,154	9,991	10,031
第178計算期間末日	(2024年 4月22日)	4,047,387,224	4,063,498,371	10,049	10,089
第179計算期間末日	(2024年 5月20日)	4,145,586,233	4,161,682,542	10,302	10,342
第180計算期間末日	(2024年 6月20日)	4,189,704,931	4,205,725,454	10,461	10,501
第181計算期間末日	(2024年 7月22日)	4,112,056,993	4,127,793,294	10,452	10,492
第182計算期間末日	(2024年 8月20日)	3,900,608,963	3,916,337,883	9,920	9,960
第183計算期間末日	(2024年 9月20日)	3,841,030,831	3,856,596,687	9,870	9,910
第184計算期間末日	(2024年10月21日)	3,960,659,925	3,976,165,378	10,217	10,257
第185計算期間末日	(2024年11月20日)	3,998,744,915	4,014,196,885	10,351	10,391
第186計算期間末日	(2024年12月20日)	4,082,310,805	4,097,799,209	10,543	10,583
第187計算期間末日	(2025年 1月20日)	4,026,428,748	4,041,838,095	10,452	10,492
第188計算期間末日	(2025年 2月20日)	3,935,702,886	3,951,067,242	10,246	10,286
第189計算期間末日	(2025年 3月21日)	3,898,995,580	3,914,363,571	10,148	10,188
第190計算期間末日	(2025年 4月21日)	3,568,354,712	3,583,499,064	9,425	9,465
第191計算期間末日	(2025年 5月20日)	3,671,312,198	3,686,390,899	9,739	9,779
第192計算期間末日	(2025年 6月20日)	3,601,001,983	3,615,676,760	9,815	9,855
第193計算期間末日	(2025年 7月22日)	3,704,570,189	3,719,206,627	10,124	10,164
第194計算期間末日	(2025年 8月20日)	3,754,064,038	3,768,588,754	10,338	10,378
第195計算期間末日	(2025年 9月22日)	3,781,454,652	3,795,893,228	10,476	10,516
第196計算期間末日	(2025年10月20日)	3,842,389,494	3,856,718,757	10,726	10,766
第197計算期間末日	(2025年11月20日)	4,022,354,556	4,036,663,346	11,244	11,284
第198計算期間末日	(2025年12月22日)	4,033,622,921	4,047,812,552	11,371	11,411

第199計算期間末日　(2026年 1月20日)	4,042,503,677	4,056,625,157	11,451	11,491
第200計算期間末日　(2026年 2月20日)	3,993,478,086	4,007,515,766	11,379	11,419
第201計算期間末日　(2026年 3月23日)	3,932,162,098	3,946,090,531	11,292	11,332
第202計算期間末日　(2026年 4月20日)	4,015,913,441	4,029,836,994	11,537	11,577
2025年 4月末日	3,613,353,914	—	9,567	—
5月末日	3,571,401,392	—	9,718	—
6月末日	3,665,538,240	—	9,928	—
7月末日	3,774,051,097	—	10,302	—
8月末日	3,747,589,136	—	10,313	—
9月末日	3,834,278,072	—	10,563	—
10月末日	3,981,232,489	—	11,112	—
11月末日	4,044,612,961	—	11,302	—
12月末日	4,002,318,675	—	11,304	—
2026年 1月末日	3,929,233,613	—	11,123	—
2月末日	4,017,384,371	—	11,465	—
3月末日	3,918,830,983	—	11,252	—
4月末日	4,032,013,307	—	11,572	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第83計算期間	60円
第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円
第95計算期間	60円
第96計算期間	60円
第97計算期間	60円
第98計算期間	60円
第99計算期間	60円
第100計算期間	60円
第101計算期間	60円
第102計算期間	60円
第103計算期間	60円
第104計算期間	60円
第105計算期間	60円

第106計算期間	60円
第107計算期間	60円
第108計算期間	60円
第109計算期間	60円
第110計算期間	60円
第111計算期間	60円
第112計算期間	60円
第113計算期間	60円
第114計算期間	60円
第115計算期間	60円
第116計算期間	60円
第117計算期間	60円
第118計算期間	60円
第119計算期間	60円
第120計算期間	60円
第121計算期間	60円
第122計算期間	60円
第123計算期間	60円
第124計算期間	60円
第125計算期間	60円
第126計算期間	60円
第127計算期間	60円
第128計算期間	60円
第129計算期間	60円
第130計算期間	60円
第131計算期間	60円
第132計算期間	60円
第133計算期間	60円
第134計算期間	60円
第135計算期間	60円
第136計算期間	60円
第137計算期間	60円
第138計算期間	60円
第139計算期間	60円
第140計算期間	60円
第141計算期間	60円
第142計算期間	60円
第143計算期間	60円
第144計算期間	60円
第145計算期間	60円
第146計算期間	60円
第147計算期間	60円
第148計算期間	60円

第149計算期間	60円
第150計算期間	60円
第151計算期間	60円
第152計算期間	60円
第153計算期間	60円
第154計算期間	60円
第155計算期間	60円
第156計算期間	60円
第157計算期間	40円
第158計算期間	40円
第159計算期間	40円
第160計算期間	40円
第161計算期間	40円
第162計算期間	40円
第163計算期間	40円
第164計算期間	40円
第165計算期間	40円
第166計算期間	40円
第167計算期間	40円
第168計算期間	40円
第169計算期間	40円
第170計算期間	40円
第171計算期間	40円
第172計算期間	40円
第173計算期間	40円
第174計算期間	40円
第175計算期間	40円
第176計算期間	40円
第177計算期間	40円
第178計算期間	40円
第179計算期間	40円
第180計算期間	40円
第181計算期間	40円
第182計算期間	40円
第183計算期間	40円
第184計算期間	40円
第185計算期間	40円
第186計算期間	40円
第187計算期間	40円
第188計算期間	40円
第189計算期間	40円
第190計算期間	40円
第191計算期間	40円

第192計算期間	40円
第193計算期間	40円
第194計算期間	40円
第195計算期間	40円
第196計算期間	40円
第197計算期間	40円
第198計算期間	40円
第199計算期間	40円
第200計算期間	40円
第201計算期間	40円
第202計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第83計算期間	0.26
第84計算期間	△3.58
第85計算期間	6.23
第86計算期間	△4.10
第87計算期間	0.27
第88計算期間	2.27
第89計算期間	2.53
第90計算期間	6.56
第91計算期間	0.35
第92計算期間	△1.09
第93計算期間	0.36
第94計算期間	△1.77
第95計算期間	2.95
第96計算期間	0.65
第97計算期間	0.51
第98計算期間	△1.72
第99計算期間	3.73
第100計算期間	1.51
第101計算期間	△0.63
第102計算期間	1.51
第103計算期間	△1.88
第104計算期間	△5.76
第105計算期間	△0.45
第106計算期間	1.75
第107計算期間	0.42
第108計算期間	△2.21
第109計算期間	5.43
第110計算期間	△3.51
第111計算期間	1.74

第112計算期間	0.08
第113計算期間	△0.79
第114計算期間	0.76
第115計算期間	0.13
第116計算期間	2.57
第117計算期間	2.24
第118計算期間	0.81
第119計算期間	△1.74
第120計算期間	1.52
第121計算期間	0.82
第122計算期間	△1.85
第123計算期間	1.78
第124計算期間	0.36
第125計算期間	△0.33
第126計算期間	2.60
第127計算期間	2.41
第128計算期間	2.47
第129計算期間	△17.50
第130計算期間	2.29
第131計算期間	3.76
第132計算期間	4.92
第133計算期間	1.55
第134計算期間	1.29
第135計算期間	△2.08
第136計算期間	1.40
第137計算期間	0.55
第138計算期間	1.71
第139計算期間	△0.55
第140計算期間	1.11
第141計算期間	0.88
第142計算期間	1.37
第143計算期間	0.49
第144計算期間	2.93
第145計算期間	△0.53
第146計算期間	0.22
第147計算期間	0.20
第148計算期間	2.15
第149計算期間	△0.59
第150計算期間	△0.87
第151計算期間	△2.72
第152計算期間	△0.29
第153計算期間	△2.38
第154計算期間	5.47

第155計算期間	△5.51
第156計算期間	3.50
第157計算期間	△2.29
第158計算期間	5.83
第159計算期間	1.25
第160計算期間	△2.20
第161計算期間	0.02
第162計算期間	1.13
第163計算期間	△3.36
第164計算期間	1.60
第165計算期間	△2.10
第166計算期間	2.64
第167計算期間	2.54
第168計算期間	4.35
第169計算期間	1.30
第170計算期間	1.21
第171計算期間	2.51
第172計算期間	△1.79
第173計算期間	3.91
第174計算期間	2.30
第175計算期間	2.17
第176計算期間	1.77
第177計算期間	3.21
第178計算期間	0.98
第179計算期間	2.91
第180計算期間	1.93
第181計算期間	0.29
第182計算期間	△4.70
第183計算期間	△0.10
第184計算期間	3.92
第185計算期間	1.70
第186計算期間	2.24
第187計算期間	△0.48
第188計算期間	△1.58
第189計算期間	△0.56
第190計算期間	△6.73
第191計算期間	3.75
第192計算期間	1.19
第193計算期間	3.55
第194計算期間	2.50
第195計算期間	1.72
第196計算期間	2.76
第197計算期間	5.20

第198計算期間	1.48
第199計算期間	1.05
第200計算期間	△0.27
第201計算期間	△0.41
第202計算期間	2.52

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第83計算期間	4,397,302	17,021,617	1,174,122,016
第84計算期間	1,766,685	41,418,732	1,134,469,969
第85計算期間	16,910,469	6,363,524	1,145,016,914
第86計算期間	11,968,214	975,149	1,156,009,979
第87計算期間	2,614,482	26,125,797	1,132,498,664
第88計算期間	4,078,222	28,357,001	1,108,219,885
第89計算期間	5,409,591	19,152,782	1,094,476,694
第90計算期間	11,298,013	39,501,933	1,066,272,774
第91計算期間	12,762,897	44,218,424	1,034,817,247
第92計算期間	11,283,731	27,572,136	1,018,528,842
第93計算期間	27,046,837	24,412,715	1,021,162,964
第94計算期間	7,849,317	1,417,398	1,027,594,883
第95計算期間	2,807,443	19,119,203	1,011,283,123
第96計算期間	7,797,399	32,476,683	986,603,839
第97計算期間	1,843,923	9,268,936	979,178,826
第98計算期間	13,011,976	15,026,384	977,164,418
第99計算期間	19,591,633	7,651,539	989,104,512
第100計算期間	7,577,069	22,164,340	974,517,241
第101計算期間	3,924,467	20,497,064	957,944,644
第102計算期間	34,355,937	11,028,560	981,272,021
第103計算期間	32,604,404	5,642,850	1,008,233,575
第104計算期間	53,707,022	8,681,737	1,053,258,860
第105計算期間	51,049,988	8,923,741	1,095,385,107
第106計算期間	12,763,763	22,947,133	1,085,201,737
第107計算期間	1,870,563	4,482,989	1,082,589,311
第108計算期間	2,877,817	5,803,181	1,079,663,947
第109計算期間	3,249,342	28,531,161	1,054,382,128
第110計算期間	2,568,390	12,035,983	1,044,914,535
第111計算期間	2,140,663	27,879,878	1,019,175,320
第112計算期間	5,023,881	5,276,358	1,018,922,843
第113計算期間	7,282,985	73,919,200	952,286,628
第114計算期間	20,031,607	11,589,819	960,728,416
第115計算期間	32,216,088	11,720,084	981,224,420
第116計算期間	62,667,511	20,250,113	1,023,641,818

第117計算期間	69,929,964	29,127,274	1,064,444,508
第118計算期間	130,679,470	23,965,150	1,171,158,828
第119計算期間	204,198,338	6,333,172	1,369,023,994
第120計算期間	184,097,870	7,962,995	1,545,158,869
第121計算期間	313,065,276	24,556,137	1,833,668,008
第122計算期間	247,639,470	11,898,236	2,069,409,242
第123計算期間	395,169,245	1,416,143	2,463,162,344
第124計算期間	606,884,594	317,416	3,069,729,522
第125計算期間	356,299,749	4,219,263	3,421,810,008
第126計算期間	462,157,573	46,015,895	3,837,951,686
第127計算期間	638,291,630	30,901,170	4,445,342,146
第128計算期間	464,377,692	104,694,628	4,805,025,210
第129計算期間	316,637,469	132,582,772	4,989,079,907
第130計算期間	98,532,011	91,501,635	4,996,110,283
第131計算期間	27,857,282	16,071,660	5,007,895,905
第132計算期間	139,106,331	66,661,418	5,080,340,818
第133計算期間	159,101,259	31,561,203	5,207,880,874
第134計算期間	65,446,003	16,362,661	5,256,964,216
第135計算期間	38,478,564	147,633,455	5,147,809,325
第136計算期間	34,980,334	78,989,660	5,103,799,999
第137計算期間	453,731,999	43,773,899	5,513,758,099
第138計算期間	13,485,525	56,404,095	5,470,839,529
第139計算期間	9,428,801	29,200,822	5,451,067,508
第140計算期間	49,151,699	91,463,053	5,408,756,154
第141計算期間	26,642,081	75,266,824	5,360,131,411
第142計算期間	41,167,975	108,919,805	5,292,379,581
第143計算期間	11,620,395	155,470,660	5,148,529,316
第144計算期間	124,362,461	229,005,970	5,043,885,807
第145計算期間	7,237,562	65,704,069	4,985,419,300
第146計算期間	11,979,035	7,007,405	4,990,390,930
第147計算期間	12,730,274	29,405,580	4,973,715,624
第148計算期間	9,638,222	69,903,453	4,913,450,393
第149計算期間	6,030,774	207,142,377	4,712,338,790
第150計算期間	67,837,734	61,573,184	4,718,603,340
第151計算期間	15,159,874	65,500,638	4,668,262,576
第152計算期間	158,091,430	61,904,406	4,764,449,600
第153計算期間	8,151,194	87,263,022	4,685,337,772
第154計算期間	12,879,869	20,243,772	4,677,973,869
第155計算期間	13,032,635	53,525,551	4,637,480,953
第156計算期間	10,224,177	41,445,448	4,606,259,682
第157計算期間	7,589,802	19,167,168	4,594,682,316
第158計算期間	5,752,981	47,815,049	4,552,620,248
第159計算期間	4,968,517	29,580,446	4,528,008,319

第160計算期間	5,299,638	27,137,485	4,506,170,472
第161計算期間	11,192,339	13,104,156	4,504,258,655
第162計算期間	5,287,838	11,842,247	4,497,704,246
第163計算期間	7,793,168	38,230,935	4,467,266,479
第164計算期間	23,237,951	40,704,942	4,449,799,488
第165計算期間	7,112,250	65,444,029	4,391,467,709
第166計算期間	6,952,503	77,362,671	4,321,057,541
第167計算期間	15,953,308	26,084,434	4,310,926,415
第168計算期間	9,526,105	22,543,049	4,297,909,471
第169計算期間	5,725,844	146,524,145	4,157,111,170
第170計算期間	6,029,309	38,625,626	4,124,514,853
第171計算期間	4,248,051	30,680,993	4,098,081,911
第172計算期間	7,467,021	320,385	4,105,228,547
第173計算期間	15,872,592	11,716,973	4,109,384,166
第174計算期間	7,044,083	37,416,192	4,079,012,057
第175計算期間	13,403,239	33,235,551	4,059,179,745
第176計算期間	33,935,640	41,271,179	4,051,844,206
第177計算期間	5,186,607	48,827,942	4,008,202,871
第178計算期間	24,311,954	4,728,051	4,027,786,774
第179計算期間	9,548,660	13,258,021	4,024,077,413
第180計算期間	8,625,155	27,571,657	4,005,130,911
第181計算期間	26,285,504	97,341,157	3,934,075,258
第182計算期間	11,353,568	13,198,747	3,932,230,079
第183計算期間	3,985,350	44,751,427	3,891,464,002
第184計算期間	5,142,172	20,242,879	3,876,363,295
第185計算期間	3,517,949	16,888,497	3,862,992,747
第186計算期間	52,800,236	43,691,756	3,872,101,227
第187計算期間	6,490,381	26,254,772	3,852,336,836
第188計算期間	11,642,982	22,890,569	3,841,089,249
第189計算期間	3,953,070	3,044,537	3,841,997,782
第190計算期間	4,048,165	59,957,815	3,786,088,132
第191計算期間	4,558,504	20,971,291	3,769,675,345
第192計算期間	3,914,877	104,895,773	3,668,694,449
第193計算期間	70,426,673	80,011,621	3,659,109,501
第194計算期間	5,270,359	33,200,847	3,631,179,013
第195計算期間	3,550,076	25,084,939	3,609,644,150
第196計算期間	28,642,193	55,970,512	3,582,315,831
第197計算期間	3,055,582	8,173,885	3,577,197,528
第198計算期間	4,703,367	34,493,074	3,547,407,821
第199計算期間	3,037,005	20,074,584	3,530,370,242
第200計算期間	2,820,308	23,770,333	3,509,420,217
第201計算期間	2,641,906	29,953,738	3,482,108,385
第202計算期間	2,699,503	3,919,586	3,480,888,302

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7,299,529,947	98.35
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	122,271,693	1.65
純資産総額		7,421,811,721	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ｂ - クラス Ｊ （ＡＵＤ）	724,591.0212	10,109	7,324,890,633	10,074	7,299,529,947	98.35
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.35
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第83計算期間末日	(2016年 5月20日)	36,569,297,030	37,198,308,415	5,232	5,322
第84計算期間末日	(2016年 6月20日)	35,010,254,876	35,630,183,999	5,083	5,173
第85計算期間末日	(2016年 7月20日)	36,977,069,549	37,595,981,886	5,377	5,467
第86計算期間末日	(2016年 8月22日)	35,353,098,316	35,970,430,940	5,154	5,244
第87計算期間末日	(2016年 9月20日)	34,438,642,588	35,053,119,988	5,044	5,134
第88計算期間末日	(2016年10月20日)	35,475,800,109	36,094,406,396	5,161	5,251
第89計算期間末日	(2016年11月21日)	34,370,666,165	34,992,235,659	4,977	5,067
第90計算期間末日	(2016年12月20日)	35,394,872,596	36,012,586,444	5,157	5,247
第91計算期間末日	(2017年 1月20日)	35,851,536,728	36,461,739,427	5,288	5,378
第92計算期間末日	(2017年 2月20日)	35,125,517,550	35,730,892,781	5,222	5,312
第93計算期間末日	(2017年 3月21日)	34,673,175,518	35,273,679,727	5,197	5,287
第94計算期間末日	(2017年 4月20日)	32,315,050,963	32,778,105,367	4,885	4,955
第95計算期間末日	(2017年 5月22日)	31,787,860,693	32,240,356,271	4,918	4,988
第96計算期間末日	(2017年 6月20日)	31,538,949,872	31,981,733,767	4,986	5,056
第97計算期間末日	(2017年 7月20日)	31,518,301,440	31,945,612,277	5,163	5,233
第98計算期間末日	(2017年 8月21日)	29,072,508,857	29,480,726,004	4,985	5,055
第99計算期間末日	(2017年 9月20日)	29,733,059,142	30,136,655,026	5,157	5,227
第100計算期間末日	(2017年10月20日)	28,857,859,269	29,254,857,322	5,088	5,158
第101計算期間末日	(2017年11月20日)	26,784,601,736	27,177,022,113	4,778	4,848
第102計算期間末日	(2017年12月20日)	26,860,458,873	27,248,590,102	4,844	4,914
第103計算期間末日	(2018年 1月22日)	26,921,326,526	27,305,999,631	4,899	4,969
第104計算期間末日	(2018年 2月20日)	24,547,215,912	24,928,585,872	4,506	4,576
第105計算期間末日	(2018年 3月20日)	23,182,816,869	23,561,027,408	4,291	4,361
第106計算期間末日	(2018年 4月20日)	23,413,102,596	23,681,892,578	4,355	4,405
第107計算期間末日	(2018年 5月21日)	22,000,127,870	22,263,062,964	4,184	4,234
第108計算期間末日	(2018年 6月20日)	20,403,630,933	20,661,255,447	3,960	4,010
第109計算期間末日	(2018年 7月20日)	20,916,107,702	21,170,565,144	4,110	4,160
第110計算期間末日	(2018年 8月20日)	19,509,578,632	19,760,979,626	3,880	3,930
第111計算期間末日	(2018年 9月20日)	19,386,033,566	19,635,309,086	3,888	3,938
第112計算期間末日	(2018年10月22日)	18,589,801,014	18,836,087,304	3,774	3,824
第113計算期間末日	(2018年11月20日)	18,433,535,087	18,677,101,746	3,784	3,834
第114計算期間末日	(2018年12月20日)	17,933,311,965	18,175,989,913	3,695	3,745
第115計算期間末日	(2019年 1月21日)	17,695,088,036	17,839,887,505	3,666	3,696
第116計算期間末日	(2019年 2月20日)	17,426,884,860	17,568,104,036	3,702	3,732
第117計算期間末日	(2019年 3月20日)	17,256,394,198	17,395,216,319	3,729	3,759
第118計算期間末日	(2019年 4月22日)	17,084,961,864	17,221,535,768	3,753	3,783
第119計算期間末日	(2019年 5月20日)	15,935,567,150	16,071,595,026	3,514	3,544
第120計算期間末日	(2019年 6月20日)	15,792,175,204	15,926,542,739	3,526	3,556
第121計算期間末日	(2019年 7月22日)	15,974,350,795	16,107,172,228	3,608	3,638
第122計算期間末日	(2019年 8月20日)	14,859,604,798	14,991,841,856	3,371	3,401
第123計算期間末日	(2019年 9月20日)	14,826,016,166	14,956,337,200	3,413	3,443
第124計算期間末日	(2019年10月21日)	14,674,091,230	14,802,964,728	3,416	3,446
第125計算期間末日	(2019年11月20日)	14,228,524,696	14,355,522,974	3,361	3,391

第126計算期間末日	(2019年12月20日)	14,344,512,168	14,469,676,677	3,438	3,468
第127計算期間末日	(2020年 1月20日)	14,476,117,124	14,538,158,286	3,500	3,515
第128計算期間末日	(2020年 2月20日)	13,741,109,699	13,800,647,709	3,462	3,477
第129計算期間末日	(2020年 3月23日)	9,545,756,049	9,603,923,112	2,462	2,477
第130計算期間末日	(2020年 4月20日)	10,519,601,370	10,577,329,572	2,733	2,748
第131計算期間末日	(2020年 5月20日)	11,162,664,386	11,220,239,501	2,908	2,923
第132計算期間末日	(2020年 6月22日)	12,046,068,680	12,103,250,459	3,160	3,175
第133計算期間末日	(2020年 7月20日)	12,228,980,631	12,285,444,095	3,249	3,264
第134計算期間末日	(2020年 8月20日)	12,562,858,565	12,618,475,416	3,388	3,403
第135計算期間末日	(2020年 9月23日)	12,007,956,342	12,062,969,088	3,274	3,289
第136計算期間末日	(2020年10月20日)	11,847,709,551	11,902,147,920	3,265	3,280
第137計算期間末日	(2020年11月20日)	11,917,287,690	11,970,695,790	3,347	3,362
第138計算期間末日	(2020年12月21日)	12,421,008,865	12,473,617,163	3,542	3,557
第139計算期間末日	(2021年 1月20日)	12,132,318,657	12,183,634,984	3,546	3,561
第140計算期間末日	(2021年 2月22日)	12,173,953,141	12,224,047,258	3,645	3,660
第141計算期間末日	(2021年 3月22日)	11,853,582,150	11,902,839,491	3,610	3,625
第142計算期間末日	(2021年 4月20日)	11,828,208,755	11,876,832,780	3,649	3,664
第143計算期間末日	(2021年 5月20日)	11,664,630,401	11,712,686,208	3,641	3,656
第144計算期間末日	(2021年 6月21日)	11,339,620,264	11,386,799,548	3,605	3,620
第145計算期間末日	(2021年 7月20日)	10,859,330,086	10,905,882,637	3,499	3,514
第146計算期間末日	(2021年 8月20日)	10,465,230,138	10,511,300,479	3,407	3,422
第147計算期間末日	(2021年 9月21日)	10,441,602,968	10,487,091,487	3,443	3,458
第148計算期間末日	(2021年10月20日)	10,824,280,634	10,869,201,671	3,614	3,629
第149計算期間末日	(2021年11月22日)	10,184,788,352	10,228,815,705	3,470	3,485
第150計算期間末日	(2021年12月20日)	9,776,172,379	9,819,640,593	3,374	3,389
第151計算期間末日	(2022年 1月20日)	9,445,005,906	9,487,895,502	3,303	3,318
第152計算期間末日	(2022年 2月21日)	9,238,449,405	9,280,972,799	3,259	3,274
第153計算期間末日	(2022年 3月22日)	9,221,078,272	9,263,141,620	3,288	3,303
第154計算期間末日	(2022年 4月20日)	9,499,022,338	9,540,476,269	3,437	3,452
第155計算期間末日	(2022年 5月20日)	8,478,910,097	8,520,042,831	3,092	3,107
第156計算期間末日	(2022年 6月20日)	8,449,385,042	8,490,031,997	3,118	3,133
第157計算期間末日	(2022年 7月20日)	8,212,812,801	8,239,798,231	3,043	3,053
第158計算期間末日	(2022年 8月22日)	8,494,051,426	8,520,775,982	3,178	3,188
第159計算期間末日	(2022年 9月20日)	8,278,179,946	8,304,588,307	3,135	3,145
第160計算期間末日	(2022年10月20日)	7,476,391,743	7,502,417,408	2,873	2,883
第161計算期間末日	(2022年11月21日)	7,832,747,584	7,858,625,805	3,027	3,037
第162計算期間末日	(2022年12月20日)	7,822,253,561	7,847,939,877	3,045	3,055
第163計算期間末日	(2023年 1月20日)	7,660,354,464	7,685,825,598	3,007	3,017
第164計算期間末日	(2023年 2月20日)	7,661,865,477	7,687,181,358	3,027	3,037
第165計算期間末日	(2023年 3月20日)	7,241,543,003	7,266,727,986	2,875	2,885
第166計算期間末日	(2023年 4月20日)	7,390,870,517	7,415,875,761	2,956	2,966
第167計算期間末日	(2023年 5月22日)	7,409,451,518	7,434,243,567	2,989	2,999
第168計算期間末日	(2023年 6月20日)	7,893,863,784	7,918,320,269	3,228	3,238

第169計算期間末日　(2023年 7月20日)	7,705,165,454	7,729,242,530	3,200	3,210
第170計算期間末日　(2023年 8月21日)	7,275,770,429	7,299,516,488	3,064	3,074
第171計算期間末日　(2023年 9月20日)	7,358,629,169	7,381,947,818	3,156	3,166
第172計算期間末日　(2023年10月20日)	6,998,494,175	7,021,670,495	3,020	3,030
第173計算期間末日　(2023年11月20日)	7,337,853,259	7,360,724,546	3,208	3,218
第174計算期間末日　(2023年12月20日)	7,630,838,069	7,653,391,768	3,383	3,393
第175計算期間末日　(2024年 1月22日)	7,457,356,145	7,479,607,976	3,351	3,361
第176計算期間末日　(2024年 2月20日)	7,352,060,516	7,373,888,976	3,368	3,378
第177計算期間末日　(2024年 3月21日)	7,409,283,790	7,430,691,613	3,461	3,471
第178計算期間末日　(2024年 4月22日)	7,242,490,274	7,263,626,557	3,427	3,437
第179計算期間末日　(2024年 5月20日)	7,639,456,531	7,660,359,958	3,655	3,665
第180計算期間末日　(2024年 6月20日)	7,628,537,608	7,649,229,496	3,687	3,697
第181計算期間末日　(2024年 7月22日)	7,615,022,191	7,635,530,326	3,713	3,723
第182計算期間末日　(2024年 8月20日)	7,102,107,872	7,122,214,645	3,532	3,542
第183計算期間末日　(2024年 9月20日)	7,083,699,778	7,103,603,376	3,559	3,569
第184計算期間末日　(2024年10月21日)	7,186,507,082	7,206,282,073	3,634	3,644
第185計算期間末日　(2024年11月20日)	6,993,661,792	7,013,179,142	3,583	3,593
第186計算期間末日　(2024年12月20日)	6,725,537,665	6,744,727,399	3,505	3,515
第187計算期間末日　(2025年 1月20日)	6,578,427,005	6,597,446,792	3,459	3,469
第188計算期間末日　(2025年 2月20日)	6,471,907,996	6,490,619,371	3,459	3,469
第189計算期間末日　(2025年 3月21日)	6,309,440,878	6,327,998,453	3,400	3,410
第190計算期間末日　(2025年 4月21日)	5,918,423,186	5,936,917,498	3,200	3,210
第191計算期間末日　(2025年 5月20日)	6,180,959,177	6,199,396,995	3,352	3,362
第192計算期間末日　(2025年 6月20日)	6,252,587,133	6,270,927,437	3,409	3,419
第193計算期間末日　(2025年 7月22日)	6,423,386,875	6,441,647,423	3,518	3,528
第194計算期間末日　(2025年 8月20日)	6,447,053,067	6,465,178,888	3,557	3,567
第195計算期間末日　(2025年 9月22日)	6,570,716,984	6,588,603,898	3,673	3,683
第196計算期間末日　(2025年10月20日)	6,553,775,861	6,571,502,234	3,697	3,707
第197計算期間末日　(2025年11月20日)	6,784,815,032	6,802,385,585	3,861	3,871
第198計算期間末日　(2025年12月22日)	6,948,568,095	6,965,978,929	3,991	4,001
第199計算期間末日　(2026年 1月20日)	7,033,021,999	7,050,329,867	4,063	4,073
第200計算期間末日　(2026年 2月20日)	7,294,477,939	7,311,605,474	4,259	4,269
第201計算期間末日　(2026年 3月23日)	7,200,575,520	7,217,606,187	4,228	4,238
第202計算期間末日　(2026年 4月20日)	7,471,955,421	7,488,918,020	4,405	4,415
2025年 4月末日	6,010,394,444	—	3,252	—
5月末日	6,135,795,730	—	3,338	—
6月末日	6,315,514,633	—	3,451	—
7月末日	6,459,930,145	—	3,543	—
8月末日	6,479,753,522	—	3,578	—
9月末日	6,580,141,232	—	3,691	—
10月末日	6,824,563,275	—	3,865	—
11月末日	6,851,097,087	—	3,906	—
12月末日	6,982,959,250	—	4,018	—

2026年 1月末日	7,089,819,591	—	4,118	—
2月末日	7,391,512,691	—	4,316	—
3月末日	6,983,025,715	—	4,107	—
4月末日	7,421,811,721	—	4,388	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第83計算期間	90円
第84計算期間	90円
第85計算期間	90円
第86計算期間	90円
第87計算期間	90円
第88計算期間	90円
第89計算期間	90円
第90計算期間	90円
第91計算期間	90円
第92計算期間	90円
第93計算期間	90円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	70円
第102計算期間	70円
第103計算期間	70円
第104計算期間	70円
第105計算期間	70円
第106計算期間	50円
第107計算期間	50円
第108計算期間	50円
第109計算期間	50円
第110計算期間	50円
第111計算期間	50円
第112計算期間	50円
第113計算期間	50円
第114計算期間	50円
第115計算期間	30円
第116計算期間	30円
第117計算期間	30円
第118計算期間	30円

第119計算期間	30円
第120計算期間	30円
第121計算期間	30円
第122計算期間	30円
第123計算期間	30円
第124計算期間	30円
第125計算期間	30円
第126計算期間	30円
第127計算期間	15円
第128計算期間	15円
第129計算期間	15円
第130計算期間	15円
第131計算期間	15円
第132計算期間	15円
第133計算期間	15円
第134計算期間	15円
第135計算期間	15円
第136計算期間	15円
第137計算期間	15円
第138計算期間	15円
第139計算期間	15円
第140計算期間	15円
第141計算期間	15円
第142計算期間	15円
第143計算期間	15円
第144計算期間	15円
第145計算期間	15円
第146計算期間	15円
第147計算期間	15円
第148計算期間	15円
第149計算期間	15円
第150計算期間	15円
第151計算期間	15円
第152計算期間	15円
第153計算期間	15円
第154計算期間	15円
第155計算期間	15円
第156計算期間	15円
第157計算期間	10円
第158計算期間	10円
第159計算期間	10円
第160計算期間	10円
第161計算期間	10円

第162計算期間	10円
第163計算期間	10円
第164計算期間	10円
第165計算期間	10円
第166計算期間	10円
第167計算期間	10円
第168計算期間	10円
第169計算期間	10円
第170計算期間	10円
第171計算期間	10円
第172計算期間	10円
第173計算期間	10円
第174計算期間	10円
第175計算期間	10円
第176計算期間	10円
第177計算期間	10円
第178計算期間	10円
第179計算期間	10円
第180計算期間	10円
第181計算期間	10円
第182計算期間	10円
第183計算期間	10円
第184計算期間	10円
第185計算期間	10円
第186計算期間	10円
第187計算期間	10円
第188計算期間	10円
第189計算期間	10円
第190計算期間	10円
第191計算期間	10円
第192計算期間	10円
第193計算期間	10円
第194計算期間	10円
第195計算期間	10円
第196計算期間	10円
第197計算期間	10円
第198計算期間	10円
第199計算期間	10円
第200計算期間	10円
第201計算期間	10円
第202計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第83計算期間	△7.41
第84計算期間	△1.12
第85計算期間	7.55
第86計算期間	△2.47
第87計算期間	△0.38
第88計算期間	4.10
第89計算期間	△1.82
第90計算期間	5.42
第91計算期間	4.28
第92計算期間	0.45
第93計算期間	1.24
第94計算期間	△4.65
第95計算期間	2.10
第96計算期間	2.80
第97計算期間	4.95
第98計算期間	△2.09
第99計算期間	4.85
第100計算期間	0.01
第101計算期間	△4.71
第102計算期間	2.84
第103計算期間	2.58
第104計算期間	△6.59
第105計算期間	△3.21
第106計算期間	2.65
第107計算期間	△2.77
第108計算期間	△4.15
第109計算期間	5.05
第110計算期間	△4.37
第111計算期間	1.49
第112計算期間	△1.64
第113計算期間	1.58
第114計算期間	△1.03
第115計算期間	0.02
第116計算期間	1.80
第117計算期間	1.53
第118計算期間	1.44
第119計算期間	△5.56
第120計算期間	1.19
第121計算期間	3.17
第122計算期間	△5.73
第123計算期間	2.13
第124計算期間	0.96

第125計算期間	△0.73
第126計算期間	3.18
第127計算期間	2.23
第128計算期間	△0.65
第129計算期間	△28.45
第130計算期間	11.61
第131計算期間	6.95
第132計算期間	9.18
第133計算期間	3.29
第134計算期間	4.73
第135計算期間	△2.92
第136計算期間	0.18
第137計算期間	2.97
第138計算期間	6.27
第139計算期間	0.53
第140計算期間	3.21
第141計算期間	△0.54
第142計算期間	1.49
第143計算期間	0.19
第144計算期間	△0.57
第145計算期間	△2.52
第146計算期間	△2.20
第147計算期間	1.49
第148計算期間	5.40
第149計算期間	△3.56
第150計算期間	△2.33
第151計算期間	△1.65
第152計算期間	△0.87
第153計算期間	1.35
第154計算期間	4.98
第155計算期間	△9.60
第156計算期間	1.32
第157計算期間	△2.08
第158計算期間	4.76
第159計算期間	△1.03
第160計算期間	△8.03
第161計算期間	5.70
第162計算期間	0.92
第163計算期間	△0.91
第164計算期間	0.99
第165計算期間	△4.69
第166計算期間	3.16
第167計算期間	1.45

第168計算期間	8.33
第169計算期間	△0.55
第170計算期間	△3.93
第171計算期間	3.32
第172計算期間	△3.99
第173計算期間	6.55
第174計算期間	5.76
第175計算期間	△0.65
第176計算期間	0.80
第177計算期間	3.05
第178計算期間	△0.69
第179計算期間	6.94
第180計算期間	1.14
第181計算期間	0.97
第182計算期間	△4.60
第183計算期間	1.04
第184計算期間	2.38
第185計算期間	△1.12
第186計算期間	△1.89
第187計算期間	△1.02
第188計算期間	0.28
第189計算期間	△1.41
第190計算期間	△5.58
第191計算期間	5.06
第192計算期間	1.99
第193計算期間	3.49
第194計算期間	1.39
第195計算期間	3.54
第196計算期間	0.92
第197計算期間	4.70
第198計算期間	3.62
第199計算期間	2.05
第200計算期間	5.07
第201計算期間	△0.49
第202計算期間	4.42

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第83計算期間	356,024,147	2,158,463,326	69,890,153,934
第84計算期間	628,395,475	1,637,535,632	68,881,013,777
第85計算期間	970,836,737	1,083,813,065	68,768,037,449
第86計算期間	1,053,349,885	1,228,873,516	68,592,513,818

第87計算期間	1,262,635,742	1,579,882,797	68,275,266,763
第88計算期間	1,329,729,848	870,964,674	68,734,031,937
第89計算期間	1,324,969,662	995,724,453	69,063,277,146
第90計算期間	1,029,477,477	1,457,882,522	68,634,872,101
第91計算期間	814,815,028	1,649,387,148	67,800,299,981
第92計算期間	691,836,307	1,228,221,647	67,263,914,641
第93計算期間	838,579,026	1,379,803,670	66,722,689,997
第94計算期間	695,894,634	1,267,955,382	66,150,629,249
第95計算期間	359,535,339	1,867,939,043	64,642,225,545
第96計算期間	272,908,636	1,660,291,914	63,254,842,267
第97計算期間	410,420,665	2,620,857,564	61,044,405,368
第98計算期間	205,867,692	2,933,537,770	58,316,735,290
第99計算期間	450,658,041	1,110,838,436	57,656,554,895
第100計算期間	291,906,032	1,234,453,254	56,714,007,673
第101計算期間	359,849,933	1,013,803,638	56,060,053,968
第102計算期間	649,595,007	1,262,330,528	55,447,318,447
第103計算期間	393,932,716	887,950,430	54,953,300,733
第104計算期間	262,764,885	734,642,695	54,481,422,923
第105計算期間	323,450,048	774,795,837	54,030,077,134
第106計算期間	295,591,290	567,671,919	53,757,996,505
第107計算期間	277,838,149	1,448,815,675	52,587,018,979
第108計算期間	257,709,056	1,319,825,222	51,524,902,813
第109計算期間	300,446,569	933,860,804	50,891,488,578
第110計算期間	160,173,195	771,462,825	50,280,198,948
第111計算期間	287,866,477	712,961,308	49,855,104,117
第112計算期間	254,477,663	852,323,663	49,257,258,117
第113計算期間	188,902,959	732,829,207	48,713,331,869
第114計算期間	449,756,642	627,498,778	48,535,589,733
第115計算期間	149,331,232	418,430,976	48,266,489,989
第116計算期間	209,327,377	1,402,758,484	47,073,058,882
第117計算期間	138,324,965	937,343,467	46,274,040,380
第118計算期間	302,133,595	1,051,539,157	45,524,634,818
第119計算期間	123,470,211	305,479,581	45,342,625,448
第120計算期間	182,704,599	736,151,410	44,789,178,637
第121計算期間	118,132,000	633,499,450	44,273,811,187
第122計算期間	242,851,019	437,642,868	44,079,019,338
第123計算期間	92,828,348	731,502,754	43,440,344,932
第124計算期間	107,763,099	590,275,166	42,957,832,865
第125計算期間	81,397,560	706,471,044	42,332,759,381
第126計算期間	104,394,447	715,650,706	41,721,503,122
第127計算期間	112,282,942	473,010,777	41,360,775,287
第128計算期間	35,318,616	1,704,086,903	39,692,007,000
第129計算期間	42,542,129	956,506,730	38,778,042,399

第130計算期間	55,238,782	347,812,551	38,485,468,630
第131計算期間	44,326,467	146,384,627	38,383,410,470
第132計算期間	81,667,311	343,891,648	38,121,186,133
第133計算期間	44,503,324	523,379,690	37,642,309,767
第134計算期間	43,585,083	607,993,793	37,077,901,057
第135計算期間	36,589,599	439,326,126	36,675,164,530
第136計算期間	36,286,462	419,204,668	36,292,246,324
第137計算期間	36,950,327	723,796,620	35,605,400,031
第138計算期間	34,262,528	567,463,570	35,072,198,989
第139計算期間	90,459,849	951,773,553	34,210,885,285
第140計算期間	53,890,372	868,697,470	33,396,078,187
第141計算期間	26,400,155	584,250,505	32,838,227,837
第142計算期間	27,636,517	449,847,041	32,416,017,313
第143計算期間	23,937,019	402,749,111	32,037,205,221
第144計算期間	27,545,930	611,894,993	31,452,856,158
第145計算期間	67,965,822	485,787,686	31,035,034,294
第146計算期間	32,161,972	353,635,082	30,713,561,184
第147計算期間	29,214,479	417,095,878	30,325,679,785
第148計算期間	34,341,383	412,662,687	29,947,358,481
第149計算期間	22,176,217	617,965,927	29,351,568,771
第150計算期間	30,245,197	403,004,184	28,978,809,784
第151計算期間	27,069,683	412,815,142	28,593,064,325
第152計算期間	29,676,254	273,810,876	28,348,929,703
第153計算期間	28,663,431	335,360,774	28,042,232,360
第154計算期間	32,850,952	439,128,728	27,635,954,584
第155計算期間	25,771,333	239,903,171	27,421,822,746
第156計算期間	46,492,532	370,344,851	27,097,970,427
第157計算期間	35,756,478	148,296,503	26,985,430,402
第158計算期間	33,329,208	294,203,131	26,724,556,479
第159計算期間	21,688,615	337,883,128	26,408,361,966
第160計算期間	26,519,142	409,215,891	26,025,665,217
第161計算期間	21,896,441	169,340,038	25,878,221,620
第162計算期間	24,097,793	216,002,917	25,686,316,496
第163計算期間	21,763,826	236,945,483	25,471,134,839
第164計算期間	22,286,265	177,539,418	25,315,881,686
第165計算期間	22,234,436	153,132,464	25,184,983,658
第166計算期間	23,842,199	203,580,936	25,005,244,921
第167計算期間	21,658,651	234,853,852	24,792,049,720
第168計算期間	24,397,331	359,961,176	24,456,485,875
第169計算期間	24,459,480	403,868,367	24,077,076,988
第170計算期間	21,331,998	352,349,782	23,746,059,204
第171計算期間	21,406,062	448,815,300	23,318,649,966
第172計算期間	19,313,675	161,643,028	23,176,320,613

第173計算期間	20,294,606	325,327,826	22,871,287,393
第174計算期間	116,856,360	434,444,709	22,553,699,044
第175計算期間	14,773,388	316,641,416	22,251,831,016
第176計算期間	15,798,056	439,168,092	21,828,460,980
第177計算期間	13,830,718	434,467,945	21,407,823,753
第178計算期間	19,207,502	290,747,997	21,136,283,258
第179計算期間	13,331,615	246,187,554	20,903,427,319
第180計算期間	18,460,304	229,998,677	20,691,888,946
第181計算期間	11,289,704	195,042,684	20,508,135,966
第182計算期間	11,770,288	413,132,474	20,106,773,780
第183計算期間	11,853,415	215,028,337	19,903,598,858
第184計算期間	14,065,616	142,672,536	19,774,991,938
第185計算期間	10,547,391	268,188,886	19,517,350,443
第186計算期間	11,277,155	338,893,442	19,189,734,156
第187計算期間	11,618,517	181,564,836	19,019,787,837
第188計算期間	10,934,073	319,346,384	18,711,375,526
第189計算期間	11,337,170	165,137,689	18,557,575,007
第190計算期間	11,813,320	75,075,635	18,494,312,692
第191計算期間	15,523,947	72,017,785	18,437,818,854
第192計算期間	15,406,175	112,920,638	18,340,304,391
第193計算期間	10,957,052	90,713,391	18,260,548,052
第194計算期間	13,632,722	148,359,514	18,125,821,260
第195計算期間	10,736,776	249,643,435	17,886,914,601
第196計算期間	10,056,683	170,597,798	17,726,373,486
第197計算期間	10,173,453	165,993,169	17,570,553,770
第198計算期間	14,989,623	174,709,207	17,410,834,186
第199計算期間	28,344,041	131,310,207	17,307,868,020
第200計算期間	14,107,484	194,440,096	17,127,535,408
第201計算期間	12,796,449	109,664,629	17,030,667,228
第202計算期間	11,073,969	79,141,884	16,962,599,313

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	22,135,273,770	98.06
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	438,741,846	1.94
純資産総額		22,574,025,697	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ｂ - クラス Ｊ （ＢＲＬ）	3,920,523.1617	5,633	22,084,306,969	5,646	22,135,273,770	98.06
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.06
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第83計算期間末日 (2016年 5月20日)	82,944,068,772	85,250,115,070	3,237	3,327
第84計算期間末日 (2016年 6月20日)	81,960,007,083	84,256,803,079	3,212	3,302
第85計算期間末日 (2016年 7月20日)	88,949,183,942	90,721,411,490	3,513	3,583
第86計算期間末日 (2016年 8月22日)	83,190,037,151	84,911,393,835	3,383	3,453
第87計算期間末日 (2016年 9月20日)	80,496,722,056	82,196,685,053	3,315	3,385
第88計算期間末日 (2016年10月20日)	84,278,722,975	85,988,233,494	3,451	3,521
第89計算期間末日 (2016年11月21日)	81,003,671,416	82,737,340,182	3,271	3,341
第90計算期間末日 (2016年12月20日)	85,001,445,960	86,719,815,263	3,463	3,533
第91計算期間末日 (2017年 1月20日)	87,852,495,603	89,553,943,207	3,614	3,684
第92計算期間末日 (2017年 2月20日)	89,792,029,252	91,512,120,877	3,654	3,724
第93計算期間末日 (2017年 3月21日)	90,722,389,540	92,464,513,198	3,645	3,715
第94計算期間末日 (2017年 4月20日)	87,319,936,468	89,082,097,729	3,469	3,539
第95計算期間末日 (2017年 5月22日)	85,022,382,011	86,795,526,749	3,357	3,427

第96計算期間末日	(2017年 6月20日)	85,507,774,887	87,303,287,914	3,334	3,404
第97計算期間末日	(2017年 7月20日)	89,726,112,619	91,021,037,842	3,465	3,515
第98計算期間末日	(2017年 8月21日)	84,706,184,356	85,967,114,842	3,359	3,409
第99計算期間末日	(2017年 9月20日)	87,251,259,218	88,502,175,774	3,487	3,537
第100計算期間末日	(2017年10月20日)	85,994,460,338	87,235,090,537	3,466	3,516
第101計算期間末日	(2017年11月20日)	81,984,981,376	83,227,941,625	3,298	3,348
第102計算期間末日	(2017年12月20日)	81,020,928,917	82,255,470,672	3,281	3,331
第103計算期間末日	(2018年 1月22日)	80,500,893,049	81,729,658,251	3,276	3,326
第104計算期間末日	(2018年 2月20日)	73,984,972,693	75,205,992,248	3,030	3,080
第105計算期間末日	(2018年 3月20日)	70,618,327,741	71,827,633,785	2,920	2,970
第106計算期間末日	(2018年 4月20日)	68,225,121,949	68,942,002,224	2,855	2,885
第107計算期間末日	(2018年 5月21日)	58,094,156,820	58,771,030,252	2,575	2,605
第108計算期間末日	(2018年 6月20日)	54,546,006,267	55,201,657,446	2,496	2,526
第109計算期間末日	(2018年 7月20日)	53,923,429,023	54,564,907,772	2,522	2,552
第110計算期間末日	(2018年 8月20日)	50,120,900,213	50,755,112,127	2,371	2,401
第111計算期間末日	(2018年 9月20日)	47,488,439,321	48,114,817,386	2,274	2,304
第112計算期間末日	(2018年10月22日)	51,779,941,599	52,397,987,488	2,513	2,543
第113計算期間末日	(2018年11月20日)	50,002,510,068	50,615,905,787	2,446	2,476
第114計算期間末日	(2018年12月20日)	47,766,075,075	48,373,120,984	2,361	2,391
第115計算期間末日	(2019年 1月21日)	49,028,369,406	49,331,229,903	2,428	2,443
第116計算期間末日	(2019年 2月20日)	48,904,025,281	49,197,719,972	2,498	2,513
第117計算期間末日	(2019年 3月20日)	48,290,227,825	48,579,575,054	2,503	2,518
第118計算期間末日	(2019年 4月22日)	45,579,424,372	45,864,577,276	2,398	2,413
第119計算期間末日	(2019年 5月20日)	42,870,056,612	43,153,086,474	2,272	2,287
第120計算期間末日	(2019年 6月20日)	45,044,424,452	45,324,337,623	2,414	2,429
第121計算期間末日	(2019年 7月22日)	46,167,894,579	46,443,863,534	2,509	2,524
第122計算期間末日	(2019年 8月20日)	41,521,396,932	41,795,106,275	2,275	2,290
第123計算期間末日	(2019年 9月20日)	40,679,411,594	40,950,724,978	2,249	2,264
第124計算期間末日	(2019年10月21日)	40,263,903,910	40,532,305,038	2,250	2,265
第125計算期間末日	(2019年11月20日)	38,722,441,972	38,987,953,315	2,188	2,203
第126計算期間末日	(2019年12月20日)	40,282,627,900	40,543,995,382	2,312	2,327
第127計算期間末日	(2020年 1月20日)	39,582,861,578	39,755,562,347	2,292	2,302
第128計算期間末日	(2020年 2月20日)	37,646,892,550	37,814,907,759	2,241	2,251
第129計算期間末日	(2020年 3月23日)	26,261,414,010	26,425,234,959	1,603	1,613
第130計算期間末日	(2020年 4月20日)	24,890,582,661	25,053,126,318	1,531	1,541
第131計算期間末日	(2020年 5月20日)	23,461,412,453	23,622,963,537	1,452	1,462
第132計算期間末日	(2020年 6月22日)	25,926,965,776	26,087,258,251	1,617	1,627
第133計算期間末日	(2020年 7月20日)	26,000,927,486	26,159,808,298	1,637	1,647
第134計算期間末日	(2020年 8月20日)	25,305,488,047	25,463,228,402	1,604	1,614
第135計算期間末日	(2020年 9月23日)	24,620,913,807	24,776,654,951	1,581	1,591
第136計算期間末日	(2020年10月20日)	23,909,496,864	24,064,412,076	1,543	1,553
第137計算期間末日	(2020年11月20日)	24,779,050,268	24,931,671,302	1,624	1,634
第138計算期間末日	(2020年12月21日)	25,743,938,301	25,894,282,863	1,712	1,722

第139計算期間末日	(2021年 1月20日)	23,974,620,701	24,122,596,840	1,620	1,630
第140計算期間末日	(2021年 2月22日)	23,532,469,588	23,678,344,252	1,613	1,623
第141計算期間末日	(2021年 3月22日)	23,015,450,945	23,160,142,482	1,591	1,601
第142計算期間末日	(2021年 4月20日)	22,584,265,318	22,727,237,519	1,580	1,590
第143計算期間末日	(2021年 5月20日)	23,304,166,202	23,444,922,826	1,656	1,666
第144計算期間末日	(2021年 6月21日)	24,819,012,311	24,958,080,284	1,785	1,795
第145計算期間末日	(2021年 7月20日)	23,540,676,154	23,678,270,012	1,711	1,721
第146計算期間末日	(2021年 8月20日)	22,431,742,058	22,568,128,417	1,645	1,655
第147計算期間末日	(2021年 9月21日)	22,376,878,147	22,510,886,508	1,670	1,680
第148計算期間末日	(2021年10月20日)	21,740,809,499	21,873,538,493	1,638	1,648
第149計算期間末日	(2021年11月22日)	21,212,833,041	21,343,516,272	1,623	1,633
第150計算期間末日	(2021年12月20日)	20,304,500,393	20,433,371,466	1,576	1,586
第151計算期間末日	(2022年 1月20日)	20,272,113,760	20,399,318,194	1,594	1,604
第152計算期間末日	(2022年 2月21日)	21,424,680,884	21,550,324,721	1,705	1,715
第153計算期間末日	(2022年 3月22日)	21,619,044,352	21,743,917,328	1,731	1,741
第154計算期間末日	(2022年 4月20日)	23,743,123,458	23,865,452,002	1,941	1,951
第155計算期間末日	(2022年 5月20日)	21,095,098,795	21,215,853,565	1,747	1,757
第156計算期間末日	(2022年 6月20日)	20,800,891,492	20,919,998,133	1,746	1,756
第157計算期間末日	(2022年 7月20日)	19,411,088,717	19,470,413,232	1,636	1,641
第158計算期間末日	(2022年 8月22日)	20,953,027,596	21,011,490,086	1,792	1,797
第159計算期間末日	(2022年 9月20日)	21,007,858,297	21,065,454,580	1,824	1,829
第160計算期間末日	(2022年10月20日)	20,155,204,490	20,212,026,623	1,774	1,779
第161計算期間末日	(2022年11月21日)	19,708,348,942	19,764,524,934	1,754	1,759
第162計算期間末日	(2022年12月20日)	19,864,052,171	19,919,607,802	1,788	1,793
第163計算期間末日	(2023年 1月20日)	19,375,708,201	19,430,768,878	1,759	1,764
第164計算期間末日	(2023年 2月20日)	19,675,869,226	19,730,450,851	1,802	1,807
第165計算期間末日	(2023年 3月20日)	18,826,111,466	18,880,237,801	1,739	1,744
第166計算期間末日	(2023年 4月20日)	20,147,892,495	20,201,595,689	1,876	1,881
第167計算期間末日	(2023年 5月22日)	20,644,866,153	20,697,861,223	1,948	1,953
第168計算期間末日	(2023年 6月20日)	21,962,310,646	22,014,011,118	2,124	2,129
第169計算期間末日	(2023年 7月20日)	22,038,773,965	22,089,616,410	2,167	2,172
第170計算期間末日	(2023年 8月21日)	21,277,984,901	21,327,931,311	2,130	2,135
第171計算期間末日	(2023年 9月20日)	22,172,390,143	22,221,941,176	2,237	2,242
第172計算期間末日	(2023年10月20日)	20,808,702,250	20,857,827,350	2,118	2,123
第173計算期間末日	(2023年11月20日)	21,934,700,887	21,982,944,878	2,273	2,278
第174計算期間末日	(2023年12月20日)	22,001,158,102	22,048,194,035	2,339	2,344
第175計算期間末日	(2024年 1月22日)	21,835,125,775	21,881,428,973	2,358	2,363
第176計算期間末日	(2024年 2月20日)	21,671,095,905	21,716,540,508	2,384	2,389
第177計算期間末日	(2024年 3月21日)	21,922,763,692	21,967,584,591	2,446	2,451
第178計算期間末日	(2024年 4月22日)	20,763,570,105	20,807,373,475	2,370	2,375
第179計算期間末日	(2024年 5月20日)	21,534,050,024	21,577,353,944	2,486	2,491
第180計算期間末日	(2024年 6月20日)	20,497,776,223	20,540,472,233	2,400	2,405
第181計算期間末日	(2024年 7月22日)	19,734,734,736	19,776,729,479	2,350	2,355

第182計算期間末日　(2024年 8月20日)	19,077,823,809	19,119,384,579	2,295	2,300
第183計算期間末日　(2024年 9月20日)	18,904,947,270	18,946,215,512	2,290	2,295
第184計算期間末日　(2024年10月21日)	18,682,579,860	18,723,555,779	2,280	2,285
第185計算期間末日　(2024年11月20日)	18,506,202,351	18,546,771,550	2,281	2,286
第186計算期間末日　(2024年12月20日)	17,534,554,874	17,574,413,237	2,200	2,205
第187計算期間末日　(2025年 1月20日)	17,560,152,583	17,599,541,909	2,229	2,234
第188計算期間末日　(2025年 2月20日)	18,132,776,729	18,171,731,129	2,327	2,332
第189計算期間末日　(2025年 3月21日)	18,006,755,996	18,045,465,996	2,326	2,331
第190計算期間末日　(2025年 4月21日)	16,218,010,964	16,256,416,918	2,111	2,116
第191計算期間末日　(2025年 5月20日)	17,416,835,015	17,455,054,509	2,279	2,284
第192計算期間末日　(2025年 6月20日)	18,072,019,071	18,109,889,683	2,386	2,391
第193計算期間末日　(2025年 7月22日)	18,336,519,580	18,374,019,514	2,445	2,450
第194計算期間末日　(2025年 8月20日)	18,935,778,308	18,972,890,630	2,551	2,556
第195計算期間末日　(2025年 9月22日)	19,705,717,392	19,742,412,022	2,685	2,690
第196計算期間末日　(2025年10月20日)	19,630,933,158	19,667,106,166	2,713	2,718
第197計算期間末日　(2025年11月20日)	20,844,195,701	20,879,918,935	2,917	2,922
第198計算期間末日　(2025年12月22日)	20,401,321,022	20,436,687,832	2,884	2,889
第199計算期間末日　(2026年 1月20日)	20,987,684,222	21,022,709,532	2,996	3,001
第200計算期間末日　(2026年 2月20日)	21,478,914,140	21,513,636,470	3,093	3,098
第201計算期間末日　(2026年 3月23日)	21,102,041,027	21,136,494,082	3,062	3,067
第202計算期間末日　(2026年 4月20日)	22,575,915,534	22,609,779,716	3,333	3,338
2025年 4月末日	17,098,200,917	—	2,228	—
5月末日	17,417,971,867	—	2,282	—
6月末日	18,207,342,089	—	2,412	—
7月末日	18,481,528,363	—	2,473	—
8月末日	19,137,724,296	—	2,585	—
9月末日	19,745,240,208	—	2,707	—
10月末日	20,443,870,002	—	2,839	—
11月末日	20,872,374,630	—	2,925	—
12月末日	20,046,689,572	—	2,844	—
2026年 1月末日	20,939,686,144	—	3,002	—
2月末日	21,933,898,942	—	3,165	—
3月末日	21,079,540,859	—	3,091	—
4月末日	22,574,025,697	—	3,339	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第83計算期間	90円
第84計算期間	90円
第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円

第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	50円
第103計算期間	50円
第104計算期間	50円
第105計算期間	50円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	15円
第116計算期間	15円
第117計算期間	15円
第118計算期間	15円
第119計算期間	15円
第120計算期間	15円
第121計算期間	15円
第122計算期間	15円
第123計算期間	15円
第124計算期間	15円
第125計算期間	15円
第126計算期間	15円
第127計算期間	10円
第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円

第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	10円
第138計算期間	10円
第139計算期間	10円
第140計算期間	10円
第141計算期間	10円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円
第144計算期間	10円
第145計算期間	10円
第146計算期間	10円
第147計算期間	10円
第148計算期間	10円
第149計算期間	10円
第150計算期間	10円
第151計算期間	10円
第152計算期間	10円
第153計算期間	10円
第154計算期間	10円
第155計算期間	10円
第156計算期間	10円
第157計算期間	5円
第158計算期間	5円
第159計算期間	5円
第160計算期間	5円
第161計算期間	5円
第162計算期間	5円
第163計算期間	5円
第164計算期間	5円
第165計算期間	5円
第166計算期間	5円
第167計算期間	5円
第168計算期間	5円
第169計算期間	5円
第170計算期間	5円
第171計算期間	5円
第172計算期間	5円
第173計算期間	5円
第174計算期間	5円

第175計算期間	5円
第176計算期間	5円
第177計算期間	5円
第178計算期間	5円
第179計算期間	5円
第180計算期間	5円
第181計算期間	5円
第182計算期間	5円
第183計算期間	5円
第184計算期間	5円
第185計算期間	5円
第186計算期間	5円
第187計算期間	5円
第188計算期間	5円
第189計算期間	5円
第190計算期間	5円
第191計算期間	5円
第192計算期間	5円
第193計算期間	5円
第194計算期間	5円
第195計算期間	5円
第196計算期間	5円
第197計算期間	5円
第198計算期間	5円
第199計算期間	5円
第200計算期間	5円
第201計算期間	5円
第202計算期間	5円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第83計算期間	△0.32
第84計算期間	2.00
第85計算期間	11.55
第86計算期間	△1.70
第87計算期間	0.05
第88計算期間	6.21
第89計算期間	△3.18
第90計算期間	8.00
第91計算期間	6.38
第92計算期間	3.04
第93計算期間	1.66
第94計算期間	△2.90

第95計算期間	△1.21
第96計算期間	1.40
第97計算期間	5.42
第98計算期間	△1.61
第99計算期間	5.29
第100計算期間	0.83
第101計算期間	△3.40
第102計算期間	1.00
第103計算期間	1.37
第104計算期間	△5.98
第105計算期間	△1.98
第106計算期間	△1.19
第107計算期間	△8.75
第108計算期間	△1.90
第109計算期間	2.24
第110計算期間	△4.79
第111計算期間	△2.82
第112計算期間	11.82
第113計算期間	△1.47
第114計算期間	△2.24
第115計算期間	3.47
第116計算期間	3.50
第117計算期間	0.80
第118計算期間	△3.59
第119計算期間	△4.62
第120計算期間	6.91
第121計算期間	4.55
第122計算期間	△8.72
第123計算期間	△0.48
第124計算期間	0.71
第125計算期間	△2.08
第126計算期間	6.35
第127計算期間	△0.43
第128計算期間	△1.78
第129計算期間	△28.02
第130計算期間	△3.86
第131計算期間	△4.50
第132計算期間	12.05
第133計算期間	1.85
第134計算期間	△1.40
第135計算期間	△0.81
第136計算期間	△1.77
第137計算期間	5.89

第138計算期間	6.03
第139計算期間	△4.78
第140計算期間	0.18
第141計算期間	△0.74
第142計算期間	△0.06
第143計算期間	5.44
第144計算期間	8.39
第145計算期間	△3.58
第146計算期間	△3.27
第147計算期間	2.12
第148計算期間	△1.31
第149計算期間	△0.30
第150計算期間	△2.27
第151計算期間	1.77
第152計算期間	7.59
第153計算期間	2.11
第154計算期間	12.70
第155計算期間	△9.47
第156計算期間	0.51
第157計算期間	△6.01
第158計算期間	9.84
第159計算期間	2.06
第160計算期間	△2.46
第161計算期間	△0.84
第162計算期間	2.22
第163計算期間	△1.34
第164計算期間	2.72
第165計算期間	△3.21
第166計算期間	8.16
第167計算期間	4.10
第168計算期間	9.29
第169計算期間	2.25
第170計算期間	△1.47
第171計算期間	5.25
第172計算期間	△5.09
第173計算期間	7.55
第174計算期間	3.12
第175計算期間	1.02
第176計算期間	1.31
第177計算期間	2.81
第178計算期間	△2.90
第179計算期間	5.10
第180計算期間	△3.25

第181計算期間	△1.87
第182計算期間	△2.12
第183計算期間	0.00
第184計算期間	△0.21
第185計算期間	0.26
第186計算期間	△3.33
第187計算期間	1.54
第188計算期間	4.62
第189計算期間	0.17
第190計算期間	△9.02
第191計算期間	8.19
第192計算期間	4.91
第193計算期間	2.68
第194計算期間	4.53
第195計算期間	5.44
第196計算期間	1.22
第197計算期間	7.70
第198計算期間	△0.95
第199計算期間	4.05
第200計算期間	3.40
第201計算期間	△0.84
第202計算期間	9.01

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第83計算期間	2,971,754,936	3,442,131,168	256,227,366,548
第84計算期間	3,807,818,851	4,835,630,280	255,199,555,119
第85計算期間	3,418,936,549	5,443,127,557	253,175,364,111
第86計算期間	3,498,008,089	10,765,274,375	245,908,097,825
第87計算期間	3,674,227,351	6,730,468,435	242,851,856,741
第88計算期間	5,326,641,862	3,962,710,049	244,215,788,554
第89計算期間	7,512,980,793	4,061,802,646	247,666,966,701
第90計算期間	5,025,139,218	7,210,776,785	245,481,329,134
第91計算期間	5,397,573,988	7,814,959,552	243,063,943,570
第92計算期間	6,849,427,313	4,185,995,796	245,727,375,087
第93計算期間	8,007,395,660	4,859,962,377	248,874,808,370
第94計算期間	6,238,324,346	3,375,809,586	251,737,323,130
第95計算期間	5,437,258,572	3,868,190,520	253,306,391,182
第96計算期間	7,870,945,301	4,675,475,392	256,501,861,091
第97計算期間	6,796,460,638	4,313,277,051	258,985,044,678
第98計算期間	3,801,569,942	10,600,517,348	252,186,097,272
第99計算期間	3,704,543,977	5,707,329,933	250,183,311,316

第100計算期間	4,787,400,227	6,844,671,691	248,126,039,852
第101計算期間	4,363,970,856	3,897,960,808	248,592,049,900
第102計算期間	2,918,635,004	4,602,333,787	246,908,351,117
第103計算期間	2,758,320,835	3,913,631,395	245,753,040,557
第104計算期間	1,625,643,992	3,174,773,422	244,203,911,127
第105計算期間	1,480,436,797	3,823,139,092	241,861,208,832
第106計算期間	1,436,669,143	4,337,786,030	238,960,091,945
第107計算期間	941,275,027	14,276,889,347	225,624,477,625
第108計算期間	836,540,504	7,910,624,896	218,550,393,233
第109計算期間	878,047,662	5,602,190,959	213,826,249,936
第110計算期間	953,706,835	3,375,985,198	211,403,971,573
第111計算期間	855,026,819	3,466,309,892	208,792,688,500
第112計算期間	934,819,408	3,712,211,377	206,015,296,531
第113計算期間	769,081,811	2,319,138,534	204,465,239,808
第114計算期間	953,304,598	3,069,907,760	202,348,636,646
第115計算期間	985,275,361	1,426,913,808	201,906,998,199
第116計算期間	678,466,495	6,789,003,848	195,796,460,846
第117計算期間	504,593,533	3,402,901,628	192,898,152,751
第118計算期間	497,246,653	3,293,463,267	190,101,936,137
第119計算期間	360,611,526	1,775,972,405	188,686,575,258
第120計算期間	355,674,057	2,433,468,005	186,608,781,310
第121計算期間	314,517,844	2,943,995,278	183,979,303,876
第122計算期間	614,194,191	2,120,602,385	182,472,895,682
第123計算期間	473,050,463	2,070,356,479	180,875,589,666
第124計算期間	460,635,206	2,402,139,262	178,934,085,610
第125計算期間	526,855,766	2,453,379,005	177,007,562,371
第126計算期間	649,217,443	3,411,791,181	174,244,988,633
第127計算期間	563,418,499	2,107,637,381	172,700,769,751
第128計算期間	451,065,676	5,136,626,093	168,015,209,334
第129計算期間	349,339,989	4,543,599,914	163,820,949,409
第130計算期間	405,155,066	1,682,447,435	162,543,657,040
第131計算期間	334,603,161	1,327,175,472	161,551,084,729
第132計算期間	349,455,668	1,608,065,395	160,292,475,002
第133計算期間	306,799,688	1,718,461,725	158,880,812,965
第134計算期間	283,695,227	1,424,152,843	157,740,355,349
第135計算期間	297,347,208	2,296,557,778	155,741,144,779
第136計算期間	291,671,790	1,117,604,218	154,915,212,351
第137計算期間	301,722,347	2,595,900,510	152,621,034,188
第138計算期間	284,065,248	2,560,537,387	150,344,562,049
第139計算期間	268,784,234	2,637,206,858	147,976,139,425
第140計算期間	360,253,080	2,461,727,822	145,874,664,683
第141計算期間	344,755,136	1,527,882,633	144,691,537,186
第142計算期間	280,577,922	1,999,913,237	142,972,201,871

第143計算期間	337,345,066	2,552,922,497	140,756,624,440
第144計算期間	293,408,133	1,982,058,913	139,067,973,660
第145計算期間	310,070,724	1,784,186,241	137,593,858,143
第146計算期間	396,887,371	1,604,386,247	136,386,359,267
第147計算期間	319,769,636	2,697,767,341	134,008,361,562
第148計算期間	344,859,969	1,624,226,804	132,728,994,727
第149計算期間	265,398,794	2,311,162,331	130,683,231,190
第150計算期間	258,592,106	2,070,750,167	128,871,073,129
第151計算期間	291,495,166	1,958,133,928	127,204,434,367
第152計算期間	272,477,756	1,833,074,656	125,643,837,467
第153計算期間	235,206,170	1,006,067,290	124,872,976,347
第154計算期間	296,513,103	2,840,945,064	122,328,544,386
第155計算期間	204,298,593	1,778,072,761	120,754,770,218
第156計算期間	235,194,030	1,883,323,108	119,106,641,140
第157計算期間	214,091,987	671,701,294	118,649,031,833
第158計算期間	124,707,052	1,848,757,223	116,924,981,662
第159計算期間	101,256,667	1,833,672,297	115,192,566,032
第160計算期間	96,587,778	1,644,886,932	113,644,266,878
第161計算期間	104,121,735	1,396,403,256	112,351,985,357
第162計算期間	100,392,968	1,341,114,367	111,111,263,958
第163計算期間	97,411,380	1,087,320,311	110,121,355,027
第164計算期間	105,226,265	1,063,331,048	109,163,250,244
第165計算期間	97,058,434	1,007,637,609	108,252,671,069
第166計算期間	104,801,056	951,083,071	107,406,389,054
第167計算期間	101,035,395	1,517,282,584	105,990,141,865
第168計算期間	104,087,636	2,693,284,927	103,400,944,574
第169計算期間	134,790,251	1,850,843,819	101,684,891,006
第170計算期間	65,470,085	1,857,539,844	99,892,821,247
第171計算期間	74,661,951	865,416,286	99,102,066,912
第172計算期間	70,284,246	922,150,384	98,250,200,774
第173計算期間	118,131,120	1,880,348,069	96,487,983,825
第174計算期間	66,086,616	2,482,202,961	94,071,867,480
第175計算期間	95,182,451	1,560,653,859	92,606,396,072
第176計算期間	79,479,218	1,796,668,542	90,889,206,748
第177計算期間	59,101,344	1,306,509,733	89,641,798,359
第178計算期間	75,946,736	2,111,003,168	87,606,741,927
第179計算期間	64,674,893	1,063,576,527	86,607,840,293
第180計算期間	49,098,672	1,264,918,407	85,392,020,558
第181計算期間	49,997,580	1,452,530,384	83,989,487,754
第182計算期間	49,939,378	917,886,344	83,121,540,788
第183計算期間	52,493,432	637,549,325	82,536,484,895
第184計算期間	49,591,369	634,237,365	81,951,838,899
第185計算期間	49,824,965	863,264,172	81,138,399,692

第186計算期間	56,426,991	1,478,099,035	79,716,727,648
第187計算期間	50,823,351	988,898,738	78,778,652,261
第188計算期間	46,589,024	916,439,690	77,908,801,595
第189計算期間	46,440,371	535,241,260	77,420,000,706
第190計算期間	45,267,076	653,359,676	76,811,908,106
第191計算期間	57,758,718	430,677,064	76,438,989,760
第192計算期間	44,162,662	741,926,934	75,741,225,488
第193計算期間	48,418,496	789,775,754	74,999,868,230
第194計算期間	45,619,959	820,843,911	74,224,644,278
第195計算期間	46,229,181	881,612,346	73,389,261,113
第196計算期間	45,957,935	1,089,202,101	72,346,016,947
第197計算期間	42,096,091	941,644,285	71,446,468,753
第198計算期間	57,174,246	770,022,039	70,733,620,960
第199計算期間	46,657,053	729,657,795	70,050,620,218
第200計算期間	57,788,383	663,747,307	69,444,661,294
第201計算期間	49,043,471	587,594,333	68,906,110,432
第202計算期間	52,247,694	1,229,992,750	67,728,365,376

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	22,773,638	99.75
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	56,459	0.25
純資産総額		22,830,097	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	22,185,717	1.0263	22,769,202	1.0265	22,773,638	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15計算期間末日　(2016年10月20日)	325,589,778	325,589,778	10,030	10,030
第16計算期間末日　(2017年 4月20日)	280,419,320	280,419,320	10,030	10,030
第17計算期間末日　(2017年10月20日)	146,887,660	146,887,660	10,029	10,029
第18計算期間末日　(2018年 4月20日)	133,104,999	133,104,999	10,028	10,028
第19計算期間末日　(2018年10月22日)	155,432,064	155,432,064	10,027	10,027
第20計算期間末日　(2019年 4月22日)	131,988,685	131,988,685	10,026	10,026
第21計算期間末日　(2019年10月21日)	101,996,624	101,996,624	10,025	10,025
第22計算期間末日　(2020年 4月20日)	94,621,018	94,621,018	10,024	10,024
第23計算期間末日　(2020年10月20日)	70,639,096	70,639,096	10,023	10,023
第24計算期間末日　(2021年 4月20日)	70,905,958	70,905,958	10,022	10,022
第25計算期間末日　(2021年10月20日)	52,105,658	52,105,658	10,022	10,022
第26計算期間末日　(2022年 4月20日)	48,988,567	48,988,567	10,021	10,021
第27計算期間末日　(2022年10月20日)	44,932,141	44,932,141	10,020	10,020
第28計算期間末日　(2023年 4月20日)	42,055,464	42,055,464	10,019	10,019
第29計算期間末日　(2023年10月20日)	39,510,580	39,510,580	10,018	10,018
第30計算期間末日　(2024年 4月22日)	41,414,754	41,414,754	10,017	10,017
第31計算期間末日　(2024年10月21日)	28,931,638	28,931,638	10,021	10,021
第32計算期間末日　(2025年 4月21日)	28,841,673	28,841,673	10,035	10,035
第33計算期間末日　(2025年10月20日)	28,885,287	28,885,287	10,050	10,050
第34計算期間末日　(2026年 4月20日)	22,847,864	22,847,864	10,069	10,069
2025年 4月末日	28,843,300	—	10,036	—
5月末日	28,850,602	—	10,038	—
6月末日	28,857,783	—	10,041	—
7月末日	28,864,971	—	10,043	—
8月末日	28,872,420	—	10,046	—
9月末日	28,879,474	—	10,048	—
10月末日	28,886,645	—	10,051	—
11月末日	28,874,097	—	10,054	—
12月末日	26,090,329	—	10,056	—
2026年 1月末日	23,309,088	—	10,060	—

2月末日	23,314,530	―	10,062	―
3月末日	22,843,112	―	10,066	―
4月末日	22,830,097	―	10,070	―

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円
第32計算期間	0円
第33計算期間	0円
第34計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第15計算期間	0.00
第16計算期間	0.00
第17計算期間	△0.00
第18計算期間	△0.00
第19計算期間	△0.00
第20計算期間	△0.00
第21計算期間	△0.00
第22計算期間	△0.00
第23計算期間	△0.00
第24計算期間	△0.00
第25計算期間	0.00
第26計算期間	△0.00
第27計算期間	△0.00
第28計算期間	△0.00
第29計算期間	△0.00

第30計算期間	△0.00
第31計算期間	0.03
第32計算期間	0.13
第33計算期間	0.14
第34計算期間	0.18

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第15計算期間	74,339,926	93,527,064	324,605,398
第16計算期間	128,709,459	173,722,708	279,592,149
第17計算期間	87,416,721	220,546,806	146,462,064
第18計算期間	58,942,969	72,676,559	132,728,474
第19計算期間	57,765,119	35,475,770	155,017,823
第20計算期間	24,749,354	48,120,691	131,646,486
第21計算期間	8,387,156	38,294,120	101,739,522
第22計算期間	12,176,619	19,517,960	94,398,181
第23計算期間	72,127	23,992,594	70,477,714
第24計算期間	2,153,910	1,882,815	70,748,809
第25計算期間	—	18,755,080	51,993,729
第26計算期間	—	3,107,117	48,886,612
第27計算期間	295,413	4,340,481	44,841,544
第28計算期間	161,015	3,024,886	41,977,673
第29計算期間	—	2,537,555	39,440,118
第30計算期間	2,986,828	1,082,699	41,344,247
第31計算期間	—	12,473,167	28,871,080
第32計算期間	—	130,915	28,740,165
第33計算期間	—	—	28,740,165
第34計算期間	—	6,047,772	22,692,393

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	—	10,711,894,842	100.00
純資産総額		10,711,894,842	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

該当事項はありません。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2026年4月30日現在

■基準価額・純資産の推移　2016年4月28日～2026年4月30日

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

純資産総額【右目盛】　基準価額(分配金再投資)【左目盛】　基準価額【左目盛】

円コース

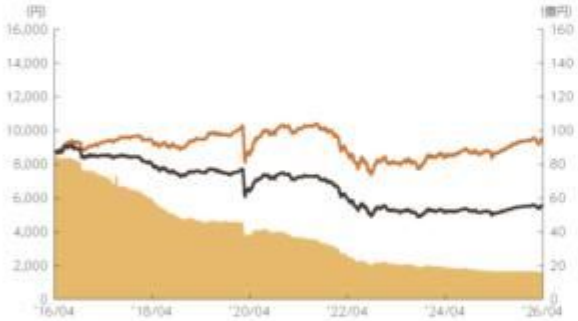

ブラジルレアルコース

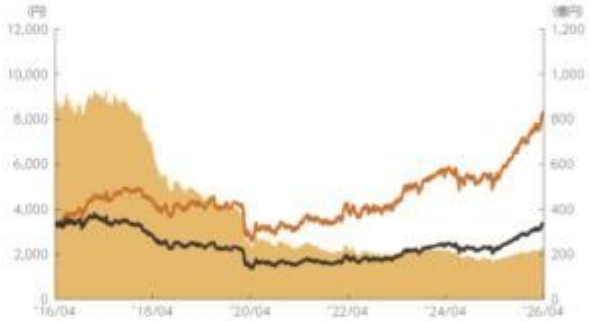

米ドルコース

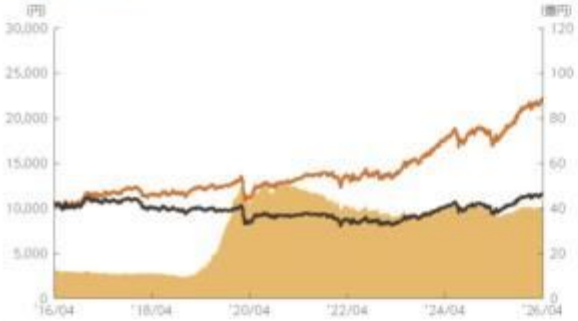

マネープールファンド

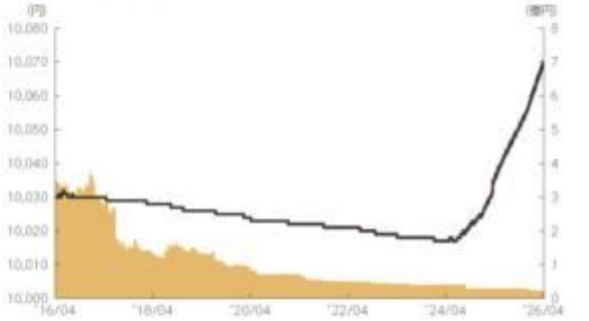

豪ドルコース

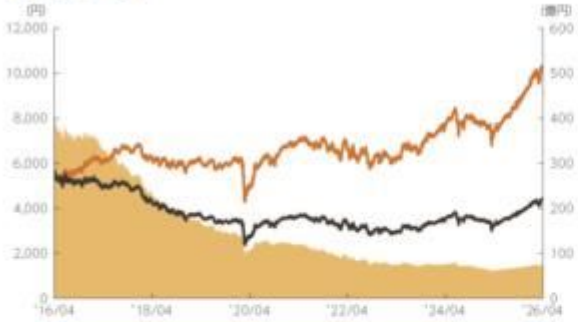

■基準価額・純資産

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース	マネープールファンド
基準価額	5,504円	11,572円	4,388円	3,339円	10,070円
純資産総額	16.0億円	40.3億円	74.2億円	225.7億円	0.2億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■分配の推移

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース
2026 年　4月	5円	40円	10円	5円
2026 年　3月	5円	40円	10円	5円
2026 年　2月	5円	40円	10円	5円
2026 年　1月	5円	40円	10円	5円
2025 年 12月	5円	40円	10円	5円
2025 年 11月	5円	40円	10円	5円
直近1年間累計	60円	480円	120円	60円
設定来累計	9,105円	11,200円	17,140円	15,600円

	マネープールファンド
2026 年　4月	0円
2025 年 10月	0円
2025 年　4月	0円
2024 年 10月	0円
2024 年　4月	0円
2023 年 10月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

各ファンド（マネープールファンドを除く）

資産構成	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジルレアルコース
外国投資信託	98.2%	98.0%	98.4%	98.1%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他（負債控除後）	1.8%	2.0%	1.6%	1.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1	U S TREASURY BOND	3.2500%	2042/05/15	1.7%
2	REPUBLIC OF TURKEY SR UNSEC	5.7500%	2047/05/11	1.0%
3	EAGLE FUNDING LUXCO SARL SR UNSEC REGS	5.5000%	2030/08/17	1.0%
4	PEMEX SR UNSEC	6.6250%	2038/06/15	1.0%
5	DOMINICAN REPUBLIC REGS	5.9500%	2027/01/25	0.9%
6	U S TREASURY BOND	3.3750%	2042/08/15	0.9%
7	MEXICO GOVT (UMS) GLBL SR NT	5.7500%	2110/10/12	0.9%
8	EGYPT GOVT SR UNSEC	6.3750%	2031/04/11	0.9%
9	HUNGARY GOVT REGS	5.2500%	2029/06/16	0.8%
10	PETROLEOS DE VENEZUELA S	5.5000%	2037/04/12	0.8%

•比率は実質的な投資を行う外国投資信託の実質組入債券評価額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
•現金同等資産（米国短期国債等）を除いて表示

マネープールファンド

種別構成	比率
コールローン他（負債控除後）	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■年間収益率の推移

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2026年は年初から4月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

円コース

豪ドルコース

米ドルコース

ブラジルレアルコース

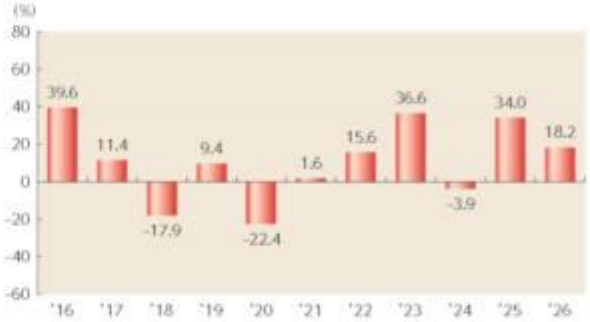

マネープールファンド

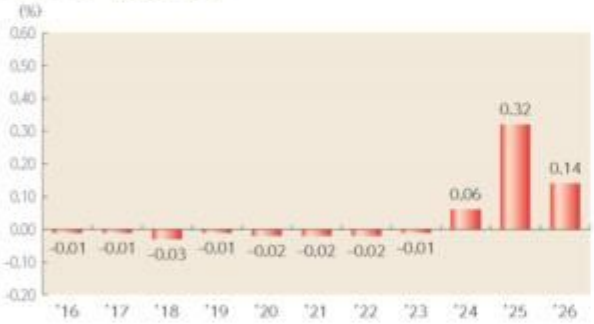

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜訂正前＞

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

＜訂正後＞

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　毎月決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2025年10月21日から2026年 4月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,774,739	32,577,583
投資信託受益証券	1,623,366,317	1,593,350,563
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収利息	403	638
流動資産合計	1,655,151,506	1,625,938,863
資産合計	1,655,151,506	1,625,938,863
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,518,433	1,457,565
未払解約金	797,511	8
未払受託者報酬	55,812	54,007
未払委託者報酬	2,065,013	1,998,301
その他未払費用	4,178	4,040
流動負債合計	4,440,947	3,513,921
負債合計	4,440,947	3,513,921
純資産の部		
元本等		
元本	3,036,867,339	2,915,131,749
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,386,156,780	△1,292,706,807
（分配準備積立金）	15,813,126	29,258,911
元本等合計	1,650,710,559	1,622,424,942
純資産合計	1,650,710,559	1,622,424,942
負債純資産合計	1,655,151,506	1,625,938,863

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	当期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	28,490,280	28,908,547
受取利息	73,529	94,560
有価証券売買等損益	112,627,116	32,275,731
営業収益合計	141,190,925	61,278,838
営業費用		
受託者報酬	360,267	360,048
委託者報酬	13,329,656	13,321,653
その他費用	26,967	26,941
営業費用合計	13,716,890	13,708,642
営業利益又は営業損失（△）	127,474,035	47,570,196
経常利益又は経常損失（△）	127,474,035	47,570,196
当期純利益又は当期純損失（△）	127,474,035	47,570,196
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	982,655	390,036
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,594,009,012	△1,386,156,780
剰余金増加額又は欠損金減少額	96,560,007	59,835,989
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	96,560,007	59,835,989
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,895,524	4,661,814
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,895,524	4,661,814
分配金	9,303,631	8,904,362
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,386,156,780	△1,292,706,807

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年10月20日現在]	当期 [2026年 4月20日現在]
１．　期首元本額	3,225,429,469円	3,036,867,339円
期中追加設定元本額	12,283,000円	10,348,396円
期中一部解約元本額	200,845,130円	132,083,986円
２．　元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,386,156,780円	1,292,706,807円
３．　受益権の総数	3,036,867,339口	2,915,131,749口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
１.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２.分配金の計算過程 第191期 2025年 4月22日 2025年 5月20日	１.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２.分配金の計算過程 第197期 2025年10月21日 2025年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,759,777円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,812,969円

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	411,898,716円
分配準備積立金額	D	一円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	416,658,493円
当ファンドの期末残存口数	F	3,189,618,837口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,306円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,594,809円

第192期
2025年 5月21日
2025年 6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,400,206円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	405,256,812円
分配準備積立金額	D	3,112,383円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	412,769,401円
当ファンドの期末残存口数	F	3,138,174,475口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,315円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,569,087円

第193期
2025年 6月21日
2025年 7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,332,538円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	400,274,407円
分配準備積立金額	D	5,867,472円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,474,417円
当ファンドの期末残存口数	F	3,099,569,040口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,324円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,549,784円

第194期
2025年 7月23日
2025年 8月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,215,023円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	397,412,748円
分配準備積立金額	D	8,581,535円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,209,306円
当ファンドの期末残存口数	F	3,077,358,016口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,332円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,538,679円

第195期
2025年 8月21日
2025年 9月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,993,050円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	395,909,634円
分配準備積立金額	D	11,210,013円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	411,112,697円
当ファンドの期末残存口数	F	3,065,678,355口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,341円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,532,839円

第196期
2025年 9月23日
2025年10月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,795,895円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	390,794,565円
分配準備積立金額	D	15,749,349円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	410,356,883円
当ファンドの期末残存口数	F	3,025,969,451口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,356円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,512,984円

第198期
2025年11月21日
2025年12月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,234,318円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	385,646,123円
分配準備積立金額	D	17,788,831円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	406,669,272円
当ファンドの期末残存口数	F	2,985,936,339口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,361円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,492,968円

第199期
2025年12月23日
2026年 1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,693,132円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	383,720,390円
分配準備積立金額	D	19,422,810円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	406,836,332円
当ファンドの期末残存口数	F	2,970,953,491口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,369円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,485,476円

第200期
2026年 1月21日
2026年 2月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,784,444円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	382,361,118円
分配準備積立金額	D	21,543,907円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	408,689,469円
当ファンドの期末残存口数	F	2,960,356,321口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,380円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,480,178円

第201期
2026年 2月21日
2026年 3月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,742,410円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	381,083,324円
分配準備積立金額	D	24,753,972円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	408,579,706円
当ファンドの期末残存口数	F	2,950,382,135口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,384円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,475,191円

第202期
2026年 3月24日
2026年 4月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,017,818円

前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日			当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	392,194,887円	収益調整金額	C	376,541,761円
分配準備積立金額	D	13,535,664円	分配準備積立金額	D	25,698,658円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	409,526,446円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	407,258,237円
当ファンドの期末残存口数	F	3,036,867,339口	当ファンドの期末残存口数	F	2,915,131,749口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,348円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,397円
1万口当たり分配金額	H	5円	1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,518,433円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,457,565円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	10,093,156	45,981,783
親投資信託受益証券	4	6
合計	10,093,160	45,981,789

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5436円 (5,436円)	0.5566円 (5,566円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ａ - クラス Ｊ （ＪＰＹ）	237,636.17	1,593,350,563	
投資信託受益証券 合計		237,636.17	1,593,350,563	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		247,457.17	1,593,360,642	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,295,339	77,216,278
投資信託受益証券	3,781,470,969	3,936,281,005
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収入金	-	21,500,000

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
未収利息	1,020	1,512
流動資産合計	3,861,777,375	4,035,008,874
資産合計	3,861,777,375	4,035,008,874
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,329,263	13,923,553
未払解約金	110,988	68,351
未払受託者報酬	129,944	134,040
未払委託者報酬	4,807,949	4,959,446
その他未払費用	9,737	10,043
流動負債合計	19,387,881	19,095,433
負債合計	19,387,881	19,095,433
純資産の部		
元本等		
元本	3,582,315,831	3,480,888,302
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	260,073,663	535,025,139
（分配準備積立金）	440,701,008	707,264,503
元本等合計	3,842,389,494	4,015,913,441
純資産合計	3,842,389,494	4,015,913,441
負債純資産合計	3,861,777,375	4,035,008,874

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	当期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	138,602,518	136,199,368
受取利息	170,300	243,772
有価証券売買等損益	459,170,708	270,310,700
営業収益合計	597,943,526	406,753,840
営業費用		
受託者報酬	815,863	876,451
委託者報酬	30,186,852	32,428,511
その他費用	61,127	65,675
営業費用合計	31,063,842	33,370,637
営業利益又は営業損失（△）	566,879,684	373,383,203
経常利益又は経常損失（△）	566,879,684	373,383,203
当期純利益又は当期純損失（△）	566,879,684	373,383,203
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,071,486	578,078
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△217,733,420	260,073,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,308,753	2,379,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,406,402	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,902,351	2,379,575
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,627,397	15,723,657
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,929,875	15,723,657
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	697,522	-
分配金	87,682,471	84,509,567
期末剰余金又は期末欠損金（△）	260,073,663	535,025,139

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年10月20日現在]	当期 [2026年 4月20日現在]
１． 期首元本額	3,786,088,132円	3,582,315,831円
期中追加設定元本額	116,362,682円	18,957,671円
期中一部解約元本額	320,134,983円	120,385,200円
２． 受益権の総数	3,582,315,831口	3,480,888,302口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第191期
2025年 4月22日
2025年 5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,392,332円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	1,509,351,645円
分配準備積立金額	D	424,399,203円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,957,143,180円
当ファンドの期末残存口数	F	3,769,675,345口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,191円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	15,078,701円

第192期
2025年 5月21日
2025年 6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,709,188円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	1,469,359,310円
分配準備積立金額	D	420,682,005円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,910,750,503円
当ファンドの期末残存口数	F	3,668,694,449口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,208円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,674,777円

第193期
2025年 6月21日
2025年 7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,167,889円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	1,473,593,653円
分配準備積立金額	D	417,527,783円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,913,289,325円
当ファンドの期末残存口数	F	3,659,109,501口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,228円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,636,438円

第194期
2025年 7月23日
2025年 8月20日

項目		

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第197期
2025年10月21日
2025年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,066,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	177,670,720円
収益調整金額	C	1,445,367,405円
分配準備積立金額	D	439,696,260円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,084,801,058円
当ファンドの期末残存口数	F	3,577,197,528口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,828円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,308,790円

第198期
2025年11月21日
2025年12月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,756,400円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	38,194,469円
収益調整金額	C	1,434,147,937円
分配準備積立金額	D	619,102,369円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,112,201,175円
当ファンドの期末残存口数	F	3,547,407,821口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,954円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,189,631円

第199期
2025年12月23日
2026年 1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,265,306円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	22,108,958円
収益調整金額	C	1,427,825,808円
分配準備積立金額	D	660,109,362円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,130,309,434円
当ファンドの期末残存口数	F	3,530,370,242口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,034円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,121,480円

第200期
2026年 1月21日
2026年 2月20日

項目		

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

費用控除後の配当等収益額	A	21,765,052円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	1,462,953,141円
分配準備積立金額	D	421,207,886円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,905,926,079円
当ファンドの期末残存口数	F	3,631,179,013口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,248円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,524,716円

第195期
2025年 8月21日
2025年 9月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,710,214円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	1,454,693,948円
分配準備積立金額	D	425,490,981円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,900,895,143円
当ファンドの期末残存口数	F	3,609,644,150口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,266円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,438,576円

第196期
2025年 9月23日
2025年10月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,638,989円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,275,710円
収益調整金額	C	1,447,059,705円
分配準備積立金額	D	425,115,572円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,902,089,976円
当ファンドの期末残存口数	F	3,582,315,831口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,309円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,329,263円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

費用控除後の配当等収益額	A	16,630,461円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	1,419,899,421円
分配準備積立金額	D	683,730,586円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,120,260,468円
当ファンドの期末残存口数	F	3,509,420,217口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,041円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,037,680円

第201期
2026年 2月21日
2026年 3月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,498,700円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	1,409,362,113円
分配準備積立金額	D	680,469,355円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,106,330,168円
当ファンドの期末残存口数	F	3,482,108,385口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,048円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,928,433円

第202期
2026年 3月24日
2026年 4月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,424,842円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	16,491,905円
収益調整金額	C	1,409,397,375円
分配準備積立金額	D	682,271,309円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,130,585,431円
当ファンドの期末残存口数	F	3,480,888,302口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,120円
1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,923,553円

（金融商品に関する注記）
1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	85,198,586	80,110,027
親投資信託受益証券	4	6
合計	85,198,590	80,110,033

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0726円 (10,726円)	1.1537円 (11,537円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ａ - クラス Ｊ （ＵＳＤ）	356,805.74	3,936,281,005	
投資信託受益証券 合計		356,805.74	3,936,281,005	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		366,626.74	3,936,291,084	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	135,205,235	136,750,502
投資信託受益証券	6,415,468,444	7,324,890,633
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収入金	33,900,000	39,700,000
未収利息	1,718	2,679
流動資産合計	6,584,585,444	7,501,353,893
資産合計	6,584,585,444	7,501,353,893
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,726,373	16,962,599
未払解約金	4,568,516	3,174,980
未払受託者報酬	223,631	243,227
未払委託者報酬	8,274,299	8,999,435
その他未払費用	16,764	18,231
流動負債合計	30,809,583	29,398,472
負債合計	30,809,583	29,398,472
純資産の部		
元本等		
元本	17,726,373,486	16,962,599,313
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,172,597,625	△9,490,643,892
（分配準備積立金）	578,553,779	669,408,673
元本等合計	6,553,775,861	7,471,955,421
純資産合計	6,553,775,861	7,471,955,421
負債純資産合計	6,584,585,444	7,501,353,893

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	当期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	222,186,994	241,682,118
受取利息	277,865	420,691
有価証券売買等損益	849,456,524	1,148,340,103
営業収益合計	1,071,921,383	1,390,442,912
営業費用		
受託者報酬	1,399,888	1,549,757
委託者報酬	51,795,973	57,341,030
その他費用	104,935	116,173
営業費用合計	53,300,796	59,006,960
営業利益又は営業損失（△）	1,018,620,587	1,331,435,952
経常利益又は経常損失（△）	1,018,620,587	1,331,435,952
当期純利益又は当期純損失（△）	1,018,620,587	1,331,435,952
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,233,866	6,442,017
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△12,575,889,506	△11,172,597,625
剰余金増加額又は欠損金減少額	548,770,093	514,843,905
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	548,770,093	514,843,905
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,087,155	54,474,051
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,087,155	54,474,051
分配金	108,777,778	103,410,056
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,172,597,625	△9,490,643,892

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年10月20日現在]	当期 [2026年 4月20日現在]
１．　期首元本額	18,494,312,692円	17,726,373,486円
期中追加設定元本額	76,313,355円	91,485,019円
期中一部解約元本額	844,252,561円	855,259,192円
２．　元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	11,172,597,625円	9,490,643,892円
３．　受益権の総数	17,726,373,486口	16,962,599,313口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
１.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２.分配金の計算過程 第191期 2025年 4月22日	１.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 ２.分配金の計算過程 第197期 2025年10月21日

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

2025年 5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,733,027円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	783,294,930円
分配準備積立金額	D	502,880,674円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,323,908,631円
当ファンドの期末残存口数	F	18,437,818,854口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	718円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,437,818円

第192期
2025年 5月21日
2025年 6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,443,901円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	779,586,765円
分配準備積立金額	D	518,979,655円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,334,010,321円
当ファンドの期末残存口数	F	18,340,304,391口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	727円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,340,304円

第193期
2025年 6月21日
2025年 7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,461,979円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	776,515,461円
分配準備積立金額	D	533,433,288円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,345,410,728円
当ファンドの期末残存口数	F	18,260,548,052口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	736円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,260,548円

第194期
2025年 7月23日
2025年 8月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,552,689円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	771,194,836円
分配準備積立金額	D	546,163,890円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,350,911,415円
当ファンドの期末残存口数	F	18,125,821,260口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	745円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,125,821円

第195期
2025年 8月21日
2025年 9月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,194,474円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	761,358,579円
分配準備積立金額	D	553,860,542円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,349,413,595円
当ファンドの期末残存口数	F	17,886,914,601口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	754円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,886,914円

第196期
2025年 9月23日
2025年10月20日

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

2025年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,747,777円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	748,536,838円
分配準備積立金額	D	573,138,524円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,356,423,139円
当ファンドの期末残存口数	F	17,570,553,770口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	771円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,570,553円

第198期
2025年11月21日
2025年12月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,288,102円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	742,232,249円
分配準備積立金額	D	584,450,332円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,362,970,683円
当ファンドの期末残存口数	F	17,410,834,186口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	782円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,410,834円

第199期
2025年12月23日
2026年 1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,711,862円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	738,821,131円
分配準備積立金額	D	598,782,007円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,374,315,000円
当ファンドの期末残存口数	F	17,307,868,020口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	794円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,307,868円

第200期
2026年 1月21日
2026年 2月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,664,449円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	731,624,181円
分配準備積立金額	D	611,245,066円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,382,533,696円
当ファンドの期末残存口数	F	17,127,535,408口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	807円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,127,535円

第201期
2026年 2月21日
2026年 3月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,590,535円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	727,959,935円
分配準備積立金額	D	629,726,273円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,389,276,743円
当ファンドの期末残存口数	F	17,030,667,228口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	815円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,030,667円

第202期
2026年 3月24日
2026年 4月20日

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,547,194円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	754,843,020円
分配準備積立金額	D	564,732,958円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,351,123,172円
当ファンドの期末残存口数	F	17,726,373,486口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	762円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,726,373円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,077,536円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	725,467,842円
分配準備積立金額	D	641,293,736円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,411,839,114円
当ファンドの期末残存口数	F	16,962,599,313口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	832円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,962,599円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券	（１）有価証券
	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同左
	（２）デリバティブ取引	（２）デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同左
	（３）上記以外の金融商品	（３）上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年10月20日現在］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当期 ［2026年 4月20日現在］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	31,856,015	279,482,003
親投資信託受益証券	4	6
合計	31,856,019	279,482,009

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3697円 (3,697円)	0.4405円 (4,405円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ｂ - クラス Ｊ （ＡＵＤ）	724,591.02	7,324,890,633	
投資信託受益証券 合計		724,591.02	7,324,890,633	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		734,412.02	7,324,900,712	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	386,004,275	459,587,261
投資信託受益証券	19,324,623,961	22,205,911,695

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収利息	4,906	9,005
流動資産合計	19,710,643,189	22,665,518,040
資産合計	19,710,643,189	22,665,518,040
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	36,173,008	33,864,182
未払解約金	18,100,297	27,785,126
未払受託者報酬	668,070	734,162
未払委託者報酬	24,718,560	27,163,985
その他未払費用	50,096	55,051
流動負債合計	79,710,031	89,602,506
負債合計	79,710,031	89,602,506
純資産の部		
元本等		
元本	72,346,016,947	67,728,365,376
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△52,715,083,789	△45,152,449,842
（分配準備積立金）	1,988,840,680	2,008,840,021
元本等合計	19,630,933,158	22,575,915,534
純資産合計	19,630,933,158	22,575,915,534
負債純資産合計	19,710,643,189	22,665,518,040

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	当期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	467,341,135	436,945,696
受取利息	802,623	1,242,051
有価証券売買等損益	4,445,029,981	4,280,342,070
営業収益合計	4,913,173,739	4,718,529,817
営業費用		
受託者報酬	4,051,365	4,618,357
委託者報酬	149,900,355	170,879,023
その他費用	303,788	346,314
営業費用合計	154,255,508	175,843,694
営業利益又は営業損失（△）	4,758,918,231	4,542,686,123
経常利益又は経常損失（△）	4,758,918,231	4,542,686,123
当期純利益又は当期純損失（△）	4,758,918,231	4,542,686,123
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	25,204,895	31,550,809
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△60,593,897,142	△52,715,083,789
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,587,504,171	3,474,699,692
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,587,504,171	3,474,699,692
剰余金減少額又は欠損金増加額	218,834,154	214,046,138
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	218,834,154	214,046,138
分配金	223,570,000	209,154,921
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△52,715,083,789	△45,152,449,842

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年10月20日現在]	当期 [2026年 4月20日現在]
１． 期首元本額	76,811,908,106円	72,346,016,947円
期中追加設定元本額	288,146,951円	305,006,938円
期中一部解約元本額	4,754,038,110円	4,922,658,509円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	52,715,083,789円	45,152,449,842円
３． 受益権の総数	72,346,016,947口	67,728,365,376口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用
信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第191期
2025年 4月22日
2025年 5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	78,363,078円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	948,810,715円
分配準備積立金額	D	1,876,967,051円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,904,140,844円
当ファンドの期末残存口数	F	76,438,989,760口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	379円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	38,219,494円

第192期
2025年 5月21日
2025年 6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	77,029,739円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	941,247,442円
分配準備積立金額	D	1,898,512,253円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,916,789,434円
当ファンドの期末残存口数	F	75,741,225,488口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	385円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,870,612円

第193期
2025年 6月21日
2025年 7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	74,251,749円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	933,263,090円
分配準備積立金額	D	1,917,478,283円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,924,993,122円
当ファンドの期末残存口数	F	74,999,868,230口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	389円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,499,934円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用
信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第197期
2025年10月21日
2025年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	73,283,000円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	893,722,046円
分配準備積立金額	D	1,962,968,941円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,929,973,987円
当ファンドの期末残存口数	F	71,446,468,753口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	410円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,723,234円

第198期
2025年11月21日
2025年12月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	43,802,605円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	886,391,066円
分配準備積立金額	D	1,978,983,464円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,909,177,135円
当ファンドの期末残存口数	F	70,733,620,960口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	411円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,366,810円

第199期
2025年12月23日
2026年 1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	70,908,195円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	879,133,155円
分配準備積立金額	D	1,966,928,063円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,916,969,413円
当ファンドの期末残存口数	F	70,050,620,218口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	416円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,025,310円

前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日

第194期
2025年 7月23日
2025年 8月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	75,615,753円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	924,794,013円
分配準備積立金額	D	1,932,853,691円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,933,263,457円
当ファンドの期末残存口数	F	74,224,644,278口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	395円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	37,112,322円

第195期
2025年 8月21日
2025年 9月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	74,670,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	915,601,891円
分配準備積立金額	D	1,947,956,275円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,938,228,677円
当ファンドの期末残存口数	F	73,389,261,113口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	400円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,694,630円

第196期
2025年 9月23日
2025年10月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	68,539,480円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	903,815,854円
分配準備積立金額	D	1,956,474,208円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,928,829,542円
当ファンドの期末残存口数	F	72,346,016,947口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	404円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	36,173,008円

第200期
2026年 1月21日
2026年 2月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	69,777,865円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	873,170,393円
分配準備積立金額	D	1,983,844,434円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,926,792,692円
当ファンドの期末残存口数	F	69,444,661,294口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	421円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,722,330円

第201期
2026年 2月21日
2026年 3月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,318,555円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	867,816,820円
分配準備積立金額	D	2,001,825,939円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,910,961,314円
当ファンドの期末残存口数	F	68,906,110,432口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	422円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,453,055円

第202期
2026年 3月24日
2026年 4月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	69,850,168円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	854,491,461円
分配準備積立金額	D	1,972,854,035円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,897,195,664円
当ファンドの期末残存口数	F	67,728,365,376口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	427円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,864,182円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	188,793,207	1,819,603,439
親投資信託受益証券	4	6
合計	188,793,211	1,819,603,445

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.2713円 (2,713円)	0.3333円 (3,333円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド Ｂ - クラス Ｊ （ＢＲＬ）	3,942,111.07	22,205,911,695	
投資信託受益証券 合計		3,942,111.07	22,205,911,695	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		3,951,932.07	22,205,921,774	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第33期 ［ 2025年10月20日現在 ］	第34期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	95,610	89,075
親投資信託受益証券	28,813,604	22,791,573
未収入金	130	206
未収利息	1	1
流動資産合計	28,909,345	22,880,855
資産合計	28,909,345	22,880,855
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	3,127	3,575
未払委託者報酬	20,562	29,113
その他未払費用	369	303
流動負債合計	24,058	32,991
負債合計	24,058	32,991
純資産の部		
元本等		
元本	28,740,165	22,692,393
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	145,122	155,471
（分配準備積立金）	100,220	118,316
元本等合計	28,885,287	22,847,864
純資産合計	28,885,287	22,847,864
負債純資産合計	28,909,345	22,880,855

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第33期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	第34期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取利息	140	274
有価証券売買等損益	67,532	77,586
営業収益合計	67,672	77,860
営業費用		
受託者報酬	3,127	3,575
委託者報酬	20,562	29,113
その他費用	369	303
営業費用合計	24,058	32,991
営業利益又は営業損失（△）	43,614	44,869
経常利益又は経常損失（△）	43,614	44,869
当期純利益又は当期純損失（△）	43,614	44,869
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	3,981
期首剰余金又は期首欠損金（△）	101,508	145,122
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	30,539
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	30,539
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	145,122	155,471

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第33期 [2025年10月20日現在]	第34期 [2026年 4月20日現在]
１．　期首元本額	28,740,165円	28,740,165円
期中追加設定元本額	―円	―円
期中一部解約元本額	―円	6,047,772円
２．　受益権の総数	28,740,165口	22,692,393口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第33期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,924円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	156,890円
分配準備積立金額	D	55,296円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	257,110円
当ファンドの期末残存口数	F	28,740,165口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	89円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

第34期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

１.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,186円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	123,876円
分配準備積立金額	D	79,130円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	242,192円
当ファンドの期末残存口数	F	22,692,393口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	106円
1万口当たり分配金額	H	―円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第33期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	第34期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第33期 ［2025年10月20日現在］	第34期 ［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第33期 ［2025年10月20日現在］	第34期 ［2026年 4月20日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	67,591	71,063
合計	67,591	71,063

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第33期 ［2025年10月20日現在］	第34期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0050円 (10,050円)	1.0069円 (10,069円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	22,207,516	22,791,573	
合計		22,207,516	22,791,573	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2026年 4月20日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,048,715,916
現先取引勘定	8,594,762,374
未収利息	40,143
流動資産合計	10,643,518,433
資産合計	10,643,518,433
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,361
流動負債合計	2,361
負債合計	2,361
純資産の部	
元本等	
元本	10,370,517,596
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	272,998,476
元本等合計	10,643,516,072
純資産合計	10,643,516,072
負債純資産合計	10,643,518,433

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2026年 4月20日現在]
１．　期首	2025年10月21日
期首元本額	8,024,774,890円
期中追加設定元本額	2,724,890,353円
期中一部解約元本額	379,147,647円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	2,700,294,180円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	22,207,516円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	1,326,922円
三菱ＵＦＪ　欧州ハイイールド債券ファンド　ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	4,850,169円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型）	9,822円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年１回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞	18,459,540円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（毎月決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円

	[2026年 4月20日現在]
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（年１回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	98,223円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年１回決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	98,222円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	4,185,274,241円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	9,821円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年２回決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年２回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）	1,156,881,829円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド	9,821円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード　ＥＳＧ世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
三菱ＵＦＪ　インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	2,252,149,203円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ａコース（為替ヘッジなし）	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｂコース（為替ヘッジあり）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　２０３０	21,225,800円
合計	10,370,517,596円
２．　受益権の総数	10,370,517,596口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）
１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0263円 (10,263円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。
第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,605,621,505
Ⅱ　負債総額	1,250,362
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,604,371,143
Ⅳ　発行済口数	2,915,179,411口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5504
（10,000口当たり）	（5,504）

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	4,033,924,693
Ⅱ　負債総額	1,911,386
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,032,013,307
Ⅳ　発行済口数	3,484,368,566口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1572
（10,000口当たり）	（11,572）

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	7,431,406,677
Ⅱ　負債総額	9,594,956
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,421,811,721
Ⅳ　発行済口数	16,914,085,522口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.4388
（10,000口当たり）	（4,388）

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	22,591,264,095
Ⅱ　負債総額	17,238,398
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	22,574,025,697
Ⅳ　発行済口数	67,598,159,641口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3339
（10,000口当たり）	（3,339）

【三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	22,832,171
Ⅱ　負債総額	2,074
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	22,830,097
Ⅳ　発行済口数	22,672,393口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0070
（10,000口当たり）	（10,070）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	10,711,902,503
Ⅱ　負債総額	7,661
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,711,894,842
Ⅳ　発行済口数	10,435,039,477口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0265
（10,000口当たり）	（10,265）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜更新後＞

（１）資本金の額等

2026年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィード

バックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2026年 4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	795	59,160,855
追加型公社債投資信託	17	1,641,581
単位型株式投資信託	61	277,526
単位型公社債投資信託	36	99,467
合　計	909	61,179,429

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

＜更新後＞

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け

ております。

（１）【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第40期 (2025年3月31日現在)		第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		37,354		38,323
有価証券		700		3,347
前払費用		770		937
未収入金		25		0
未収委託者報酬		24,418		29,726
未収収益	※2	1,005	※2	1,081
金銭の信託		1,650		3,151
その他		398		526
流動資産合計		66,325		77,094
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,762	※1	2,581
器具備品	※1	1,045	※1	1,542
土地		628		628
建設仮勘定		747		6
有形固定資産合計		5,184		4,758
無形固定資産				
ソフトウェア		4,452		4,732
ソフトウェア仮勘定		1,003		861
無形固定資産合計		5,456		5,594
投資その他の資産				
投資有価証券		10,302		17,107
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,712	※1	1,641
長期差入保証金		690		689
繰延税金資産		1,640		1,362
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		14,526		20,981
固定資産合計		25,166		31,334
資産合計		91,491		108,428

（単位：百万円）

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	474	567
未払金		

未払収益分配金		114		130
未払償還金		151		166
未払手数料		8,878		11,249
その他未払金	※2	819	※2	1,817
未払費用	※2	10,352	※2	11,814
未払消費税等		1,211		1,352
未払法人税等		3,187		4,562
賞与引当金		1,308		1,636
役員賞与引当金		259		307
その他		1		0
流動負債合計		26,761		33,606
固定負債				
退職給付引当金		1,654		1,726
役員退職慰労引当金		25		11
時効後支払損引当金		244		240
資産除去債務		1,444		1,460
その他		29		29
固定負債合計		3,398		3,467
負債合計		30,159		37,074
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,846		21,587
利益剰余金合計		13,189		21,929
株主資本合計		59,921		68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0
営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204

その他		22		34
営業外収益合計		390		563
営業外費用				
投資有価証券償還損		7		10
時効後支払損引当金繰入		15		-
事務過誤費		7		23
賃貸関連費用		188		182
投資事業組合運用損		-		19
その他		9		0
営業外費用合計		227		236
経常利益		17,592		21,707
特別利益				
投資有価証券売却益		739		326
特別利益合計		739		326
特別損失				
投資有価証券売却損		138		14
投資有価証券評価損		-		37
固定資産除却損	※2	18	※2	2
固定資産売却損	※1	6		-
減損損失	※4	1,306		-
事業譲渡関連損失	※5	491		-
特別損失合計		1,961		54
税引前当期純利益		16,371		21,979
法人税、住民税及び事業税	※3	5,356	※3	6,780
法人税等調整額		△344		△312
法人税等合計		5,011		6,468
当期純利益		11,359		15,510

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金	

	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921

当期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　5年～50年
器具備品　3年～20年
投資不動産　3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向け

て、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年1月9日　企業会計基準委員会）
「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年1月9日　企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

（損益計算書関係）

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
器具備品	6百万円	－
計	6百万円	－

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
建物	―	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	―	―
電話加入権	15百万円	―
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。
現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 45,747百万円
② １株当たり配当額 216,218円
③ 基準日 2024年3月31日
④ 効力発生日 2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	31,998円
④	基準日	2025年3月31日
⑤	効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,770百万円
②	１株当たり配当額	31,998円
③	基準日	2025年3月31日
④	効力発生日	2025年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	12,408百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たり配当額	58,647円
④	基準日	2026年3月31日
⑤	効力発生日	2026年6月26日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期（2025年3月31日現在）	第41期（2026年3月31日現在）
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の

ない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)	現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2)	有価証券	700	700	－
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	－
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	－
	資産計	49,805	49,803	△1

（注1）　「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注3）　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

（注4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	－	－	－
金銭の信託	1,650	－	－	－
未収委託者報酬	24,418	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)	有価証券	3,347	3,347	－
(2)	金銭の信託	3,151	3,151	－
(3)	投資有価証券	16,751	16,751	－
	資産計	23,250	23,250	－

（注1）　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注3）　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。

（注4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	―	―	―
金銭の信託	3,151	―	―	―
未収委託者報酬	29,726	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	―	―	―
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（（1）＊ 参照）。

レベル1の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	700	―	700
金銭の信託	―	1,650	―	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	―	10,099
資産計	2,601	9,849	―	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	―	3,347
金銭の信託	―	3,151	―	3,151
投資有価証券(＊)	5,740	10,711	―	16,451
資産計	7,739	15,210	―	22,950

（＊）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	―	―	0	300	―	―	300	―

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	―	998	―	998
資産計	―	998	―	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,780	326	14

合計	1,780	326	14

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	―	―
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	△62	144
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う調整額	△8	―
年金資産の期末残高	2,350	2,383

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	204	205

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67

役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339
繰延税金資産　小計	2,290	2,603
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債　合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1.当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2.当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3.当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	―	―
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）
1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注3）	科目	期末残高（注3）
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1）	42百万円	その他未払金	43百万円
						経営管理	経営管理手数料（注2）	508百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注3）	科目	期末残高（注3）
親	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1）	251百万円	その他未払金	215百万円

会社						経営管理 役員の兼任	経営管理手数料（注2）	647百万円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。

２．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。

３．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,310百万円 451百万円	未払手数料 未払費用	952百万円 237百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） コーラブル預金の預入（注3）	4,747百万円 1,000百万円	未払手数料 現金及び預金	1,115百万円 1,000百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	8,404百万円	未払手数料	1,572百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,693百万円 460百万円	未払手数料 未払費用	1,169百万円 262百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,038百万円	未払手数料	1,350百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	9,745百万円	未払手数料	1,832百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

２．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
１株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
１株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

（注）1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額　（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―

普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜更新後＞

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（2025年９月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額（2025年９月末現在）	③事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	37,924　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948　百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279　百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
八十二証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ　ｅスマート証券株式会社	7,196　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
四国アライアンス証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	54,323　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
七十七証券株式会社	3,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839　百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社紀陽銀行	80,096　百万円	銀行業務を営んでいます。

（３）再委託先

①名称：ピムコジャパンリミテッド
②資本金の額： 13,411,674.44米ドル（2026年３月末現在）
③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

３【資本関係】

＜訂正前＞

該当ありません。（2025年10月末現在）
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株

比率が３％以上のものを記載しています。

＜訂正後＞

該当ありません。（2026年4月末現在）
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞の2025年10月21日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。